

Title	ソヴェト農村における火事，放火と国営火災保険：1917-1957
Sub Title	Fire, arson, and national fire insurance in peasant society of the Soviet Union, 1917-1957
Author	崔, 在東(Choi, Jaedong)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2019
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.111, No.4 (2019. 1) ,p.373(1)- 434(62)
JaLC DOI	10.14991/001.20190101-0001
Abstract	<p>ポリシエヴィキ政権は農民保護のために強制火災保険を導入した。それと同時に出火件数は急増したが，放火が大きな割合を占めていた。その背景には積極的な保険政策が横たわっていたが，ほとんどの火事・放火は経済的理由によるものであった。ネップ期だけでなく集団化期と第2次世界大戦直前，戦後復興期にも出火件数は高止まりを続けていた。農民は火災保険の中に経済的困難から抜け出す救済の手段を見出していた。一方，国営火災保険事業は赤字に陥ることなく，常に大きな黒字を保ち，ポリシエヴィキ政権の財政の源泉となっていた。</p> <p>To protect peasant economy, the Bolshevik regime introduced the Soviet National Fire Insurance. At the same time, the number of fires increased sharply. The trigger for this dramatic increase in fires was the aggressive insurance policies and most fires and arson can be attributed to economic motivations. Specifically, peasants found the fire insurance to offer a means of escaping economic difficulties. The number of fires remained high from NEP period until the Second World War, including the Collectivization and inpostwar periods. Nonetheless, the national fire insurance never fell into deficit, but maintained a large surplus at all times, even becoming a source of finance for the Bolshevik regime.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20190101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ソヴェト農村における火事，放火と国営火災保険： 1917–1957

崔在東*

Fire, Arson, and National Fire Insurance in Peasant Society of the Soviet Union, 1917–1957

Jaedong Choi*

Abstract: To protect peasant economy, the Bolshevik regime introduced the Soviet National Fire Insurance. At the same time, the number of fires increased sharply. The trigger for this dramatic increase in fires was the aggressive insurance policies and most fires and arson can be attributed to economic motivations. Specifically, peasants found the fire insurance to offer a means of escaping economic difficulties. The number of fires remained high from NEP period until the Second World War, including the Collectivization and in postwar periods. Nonetheless, the national fire insurance never fell into deficit, but maintained a large surplus at all times, even becoming a source of finance for the Bolshevik regime.

Key words: Soviet Union, fire, arson, fire insurance, the Second World War

JEL Classifications: N34, N54, N94

* 慶應義塾大学経済学部
Faculty of Economics, Keio University

はじめに

革命前のロシア農村における最も大きな災害の一つは火事であった。そのため、農奴解放以前から帝政ロシア政府は火事発生の予防と火災賠償とに取り掛かっていた。火災発生時の賠償については、国有地農民は国有財産省、御料地農民は宮内庁、領主地農民は領主が後見の義務として行っていたが、1840年代に農民同士の相互火災保険制度が国有地農民と御料地農民に導入され、農奴解放前の1850年末には各々相互強制火災保険制度が適用されていた。領主地農民が領主の後見から解放された農奴解放後には、領主側と農民側からの要請を受け、旧領主地農民をも含める県内のすべての農民を対象とする強制相互火災保険制度が導入され、新たに組織された県ゼムストヴォが管轄組織となった⁽¹⁾。

一方、帝政ロシア農村において火事は19世紀後半から20世紀初頭にかけて持続的かつ一貫した増加を示していた。とりわけ第1次世界大戦勃発直前までの20世紀初頭には、19世紀末までの時期に比べて驚くほど急速な増加が看取された。出火件数の増加は火災保険制度の発展と密接な関係を有していたが、出火原因の中で放火が占める割合は際立っていた。特に20世紀に入ってから見られる出火件数の急増と高い割合の放火の発生は、農民運動や農民反乱との関係は薄く、その大部分は農民の日常的理由を背景とし、ゼムストヴォ火災保険および民間団体の火災保険と密接な関係を有していた。とりわけ革命前のロシア農民の大半は高い保険金を目当てに保険料支払い負担の非常に高い追加保険および建物任意保険、さらに民間団体の火災保険にさえ積極的に加入し、追加・任意保険への加入率は持続的増加を示し、第1次世界大戦直前の1914年には多くの地域において、強制基本保険加入農民のおよそ7割が追加・任意保険に加入していた。実際に多くの農民は火事と火災保険を通じて多額の保険金を手に入れることができ、保険対象物の過大評価の下で受け取った保険金はしばしば建物の時価をはるかに超えていた。そのため、火事は不幸の元ではなく、経営の再興や経営が直面していた様々な問題の簡潔な解決手段となっていた⁽²⁾。

他方、火災保険は他の保険制度と同様に、火事発生後の速やかな経営回復を賠償する公共的目的を有していると同時に、事業の継続維持のために収支管理を必要とする営利的目的も有している。ロシア農村における火災保険の主務機関である県ゼムストヴォも保険事業の二重性に直面していた

-
- (1) ゼムストヴォ相互火災保険制度の導入については、崔在東「近代ロシア農村社会におけるゼムストヴォ火災保険（1852-1918年）：モスクワ県を中心として」（『三田学会雑誌』、第104巻1号、2011年）を参照。
 - (2) 19世紀後半20世紀初頭ロシア農村における火事・放火と火災保険の実態については、Jaedong Choi, *Fire, Arson and Fire Insurance in Late Imperial Russia*, *Slavonic and East European Review*, vol. 93, no 3, 2015, pp. 451-492 を参照。

ため、保険対象物の評価、保険金額の設定、保険料、火災賠償、保険管理組織、積立準備金の確保などといった諸問題に敏感に対応していた。ゼムストヴォ火災保険事業は、大半の県ゼムストヴォにとって財政面における足かせになることは漸次的になくなり、逆にゼムストヴォの一般財政を支える重要な柱の一つとして位置づけられていた。⁽³⁾

1917年ロシア社会主義革命による帝政ロシアの崩壊と共にゼムストヴォ火災保険は機能不全になり、ボリシェヴィキ政権下の戦時共産主義期には貨幣の存在そのものが否定されていたため、火災保険が残る余地は全く存在しなかった。1921年におけるネップの導入と同時にボリシェヴィキ政権は革命前の経験を活かし、農民経営の保護の目的で国営保険の導入を決定した。その際に革命前に存在していた火災保険だけでなく、馬と牛の斃死に対する賠償システムとして家畜保険、そして雹害や凍害などによる作物への被害の賠償を目的とする作物保険などを強制保険として導入することが決定された。これらの保険の導入の背景には革命前にすでに保険を経験していた農民側からの数多くの請願があった。⁽⁴⁾導入の際に革命前のゼムストヴォ火災保険の経験が生かされており、農民側にとっても他の保険形態より火災保険を受け入れやすく、加入率も短期間でより急スピードで100%を達成できた。本稿は、様々な保険形態の中でも火災保険を検討対象とする。

本稿の主な対象時期は1917年革命から戦後復興期と1950年代までである。1917年ロシア革命期から1929年農業集団化および1933年の飢饉までの間におけるソヴェト農民および農村についての研究は数え切れないほど数多く存在している。その研究の大半は、ロシア社会主義革命期とボリシェヴィキ政権下の農業・食糧政策、飢饉、農民共同体における土地利用と強制的集団化などに主に集中している。このような農民革命と農民運動的観点からのソヴェト農村と農民に対する先駆的な研究としては、レーヴィン、ダニーロフ、イヴニツキー、デーヴィス、溪内謙、奥田央の一連の著作が挙げられる。⁽⁵⁾いずれも基本的にボリシェヴィキ政権と農民との対立関係の究明が中心となり、穀物調達と強制的全面的集団化などボリシェヴィキ政権の農民・農業政策によって犠牲になる農民と農民社会の対応が描かれている。彼らの主導で編集された、ネップ期と集団化期に農村から寄せられた報告を集めた一連の史料集も同じ視点に立っている。⁽⁶⁾その他に、ヴィオラ、フィッツパトリックなどによる研究が注目に値するが、彼らも本稿の検討対象である火事・放火に関して主として農民運動と反ソヴェト行動の一環として理解していた。⁽⁷⁾さらに経済史的観点から歴史の見直しを試みているウィートクロフトの一連の著作も注目に値するが、従来通りの国家と農民との間の対立関係というフレームワークの中に留まっている。⁽⁸⁾

(3) 1917年革命までのゼムストヴォ相互火災保険事業の実態については、崔在東「近代ロシア農村社会におけるゼムストヴォ火災保険（1852-1918年）：モスクワ県を中心として」（『三田学会雑誌』、第104巻1号、2011年）を参照。

(4) М. Шермнев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва, 1956. С. 40-41.

本稿の検討対象となる 1917–1957 年までのソヴェト農村を統計的に分析すると、火事と放火の膨大な発生件数は反ソヴェト行為だけでは説明できないことが理解できる。革命前の経験からすると、その大半は農民運動の一環ではなく日常的な経済的理由を主な原因とするものであり、火災保険制度と密接な関係を有していた。この問題はこれまでのソヴェト農民と農村についての膨大な研究史では全く注目されてこなかった。

本稿では、まずソヴェト農村における出火件数の推移と火事発生の原因および状況、火事発生原因の中でかなりの割合を占めていた放火の推移とその理由、放火に対する農民対応と実質的刑事処罰の割合などを革命前との比較という観点から考察し、1920 年代ネップ期だけでなく全面的集団化期、1930 年代と第 2 次世界大戦期、戦後復興期と 1950 年代においてソヴェト農民経営と農村に火事・放火が有していた意義を明らかにする。また、革命前と全く同様に、ソヴェト農村においても

-
- (5) M. Lewin, *Russian Peasants and Soviet Power: A Study of Collectivization*, New York & London, 1967; В.П. Данилов. Советская доколхозная деревня. Москва. 1977; В.П. Данилов. Политбюро и крестьянство, высылка, спецпоселение 1930–1940. Т. 1–2. Москва. 2005–2006; Н.А. Ивницкий. Классовая борьба в деревне и ликвидация кулачества как класс. 1929–1932 гг., М., 1972; Н.А. Ивницкий. Коллективизация и раскулачивание, начало 30-х годов. М., 1994; Н.А. Ивницкий. Репрессивная политика советской власти в деревне. 1928–1933 гг., М., 2000; R.W. Davies, *The Industrialization of Soviet Russia 1–4*, 1980–1996; R.A. Davies & S.G. Wheatcroft, *The Industrialization of Soviet Russia 5: The Years of Hunger, Soviet Agriculture, 1931–1933*, Palgrave, 2004; R.A. Davies & O.V. Khlevnyuk & S.G. Wheatcroft, *The Industrialization of Soviet Russia 6: The Years of Progress, The Soviet Economy, 1934–1936*, Palgrave, 2014; 溪内謙『ソビエト政治史：権力と農民』, 勁草書房, 1962 年; 溪内謙『スターリン政治体制の成立』, 第 1 部～第 4 部, 岩波書店, 1970–1986 年; 奥田央『コルホーズの成立過程：ロシアにおける共同体の終焉』, 岩波書店, 1990 年; 奥田央『ヴォルガの革命：スターリン統治下の農村』, 東京大学出版会, 1996 年。
- (6) В.П. Данилов и Н.А. Ивницкий ред. Документы свидетельствуют. 1927–1929, 1929–1932, Москва. 1989. С. 200–206, 244–245, 348–349, 438–439; Трагедия советской деревни, Коллективизация и раскулачивание. Документы и материалы. 1927–1939. Том 1–5. 2000–2006; Советская деревня глазами ВЧК–ОГПУ–НКВД, 1918–1939. Том 1–4. Москва. 1998–2012.
- (7) R.W. Davies, *The Industrialization of Soviet Russia 1: The Socialist Offensive, The Collectivization of Soviet Agriculture, 1929–1930*, Cambridge, 1980, pp. 85–88 ; Sheila Fitzpatrick & Lynne Viola eds., *A Researcher's Guide to Sources on Soviet Social History in the 1930s*, M.E. Sharpe, New York & London, 1989, pp. 108–110; Sheila Fitzpatrick, *Stalin's Peasants, Resistance & Survival in the Russian Village after Collectivization*, New York & London, 1994, pp. 42, 66, 304; Lynne Viola, *Peasant Rebels under Stalin, Collectivization and the Culture of Peasant Resistance*, New York & London, 1996, pp. 100–131.
- (8) S.G. Wheatcroft, *Challenging Traditional Views of Russian History*, Palgrave, 2002; R.W. Davies, M. Harrison & S.G. Wheatcroft eds. *The Economic Transformation of the Soviet Union, 1913–1945*, Cambridge, 1994; R.A. Davies & S.G. Wheatcroft, *The Years of Hunger: Soviet Agriculture, 1931–1933*, Palgrave, 2004.

火事・放火は火災保険と密接な関係を有していたが、ポリシェヴィキ政権の国営保険政策、国営火災保険事業の実態、保険加入率、保険金額策定基準、保険料と火災賠償、火災保険事業の収支状況を検討し、火災保険事業に対するポリシェヴィキ政権および農民経営の対応を追跡し、火災保険事業がポリシェヴィキ政権と農民経営に対してもっていた歴史的な意義を究明する。こうして、本稿は、火事・放火と火災保険の究明を通じて、ソヴェト農村と農民経営の「日常性」の知られざる一断面を解明し、研究史への貢献を試みることを目的とする。

1 ネット期

1.1 出火件数の動向

ネットへの政策転換と同時にソヴェト農村への国営火災保険の導入が決定されるが、それに伴い、出火件数は急速な増加を示した。何より先に火災保険が導入されることになったロシアの農村における出火件数の動向を見ると、1922/23年度に3万6,156件、1923/24年度に5万5,309件、さらに1924/25年度には7万2,516件まで跳ね上がった⁽⁹⁾。後述するように、発足直後から見られた出火件数の増加は火災保険の導入と密接な関係を有していた。ちなみに、国営火災保険は革命前の農奴解放から強制保険としてゼムストヴォ火災保険が実施されていたため、他の国営保険とは違って、驚異的な加入率を見せた。発足の1921/22年度にすでに5割が加入し、2年目の1922/23年度に加入率は8割を超え、3年目の1924/25年度には9割に達していた⁽¹⁰⁾。

次に、1924年から1928年までのネット期ソヴェト農村における出火状況は体系的に把握することができるが、その具体的推移は、第1表の通りである。この表でまず注目に値することは、出火件数はネットが軌道に乗る1924年以降も急激に増加し続けていたことである。またそれだけでなく、年々継続的な著しい増加を記録し、伝染病のように広がり、森林火災や公共施設における火事

(9) Пожарное дело. №4. 1926. С. 2. ネット以前の戦時共産主義と内戦期の農村における出火状況について新生のポリシェヴィキ政権よってのアンケート調査が行われた (Государственный архив Российской Федерации (以下, ГАРФ). Ф. Р4041. ОП. 5. Д. 60а. Л. 2-2об., 22-22об., 42-43)。回答を送った県は極めて少なく、回答があった場合でも極めて不完全なものに過ぎなかったため、体系的な資料を見出すことができない。出火件数が確認できたいくつかの県の資料で見ると、次の通りである。まず、スモレンスク県で1919年に1,948件 (ГАРФ. Ф. Р4041. ОП. 5. Д. 57. Л. 204об.), レニングラード県で1921年に868件 (ГАРФ. Ф. Р4041. ОП. 5. Д. 60. Л. 60об.), プスコフ県で1921年に1,636件 (ГАРФ. Ф. Р4041. ОП. 5. Д. 59. Л. 7) が報告されたが、第1次世界大戦前とネット期と比べて劇的な減少は認められなかった。それに対して、ベンザ県では1921年に225件と山火事100件 (ГАРФ. Ф. Р4041. ОП. 5. Д. 59. Л. 19-19об.), イヴァノヴォ・ヴォズネツク県では、1918年に146件、1919年には174件、1920年には147件の出火件数が報告された (ГАРФ. Ф. Р4041. ОП. 5. Д. 60а. Л. 43)。これらの二つの県では大きな減少が認められた。

(10) В. К. Райхер. Государственное страхование в СССР. Москва, 1938. С. 50.

第1表 ネット期ソヴェト農村における出火件数の推移

年		1924	1925	1926	1927	1928	1924-28
ロシア	件	66,014	78,398	85,547	95,571	96,522	422,052
	%	100	118.8	129.6	144.8	146.2	
ウクライナ	件	12,611	18,922	21,485	25,504	27,498	105,120
	%	100	142.9	170.4	202.2	218.0	
白ロシア	件	3,332	3,736	4,154	4,549	5,348	21,119
	%	100	112.1	124.7	136.5	160.5	
合計	件	81,957	101,056	111,186	125,624	129,368	548,291
	%	100	122.2	135.7	158.3	157.8	

出典：Российский государственный архив экономики（以下，РГАЭ）. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 1.

を除いたすべてのカテゴリーにおいて、その後わずかの5年間におよそ1.5倍増加した。革命前でも著しい出火状況を示していたウクライナにおいては2倍を超えていた。さらに、国営強制火災保険が導入されるや否や全地域において一斉に爆発的な出火状況を見せ、すでに革命前のピークを上回っていたことも注目し得る。ロシアにおける1924年の出火件数6万6,014件は、革命前のピークであった1910年の5万6,494件をはるかに超えるものであった。また、白ロシアでも1924年に3,332件で、1910年の3,094件を上回っていた。さらに、ウクライナでは1924年に1万2,611件で、1910年の1万5,896件を下回っていたが⁽¹¹⁾、翌年の1925年には1万8,922件とそれをはるかに上回り、その後の急増は第1表で見られるように、ソ連邦の中で最も高かった。このことは、1861年の農奴解放の直後から1917年のロシア革命までの長い期間で積まれた経験と密接な関連性があることが容易に推測できる。これは、帝政期と同様、第1次世界大戦と革命、内戦さらに大規模な飢饉を通して疲弊していた農民が火災保険を積極的に利用しようとしていた結果であった。

ネット期におけるソ連邦全地域における出火状況を革命前との出火状況と比較すると、その増加状況をより明確に確認できる（第2表および第1図を参照）。第2表と第1図で見られるように、1920年代の出火状況は、19世紀末に比べては2倍をはるかに超え、帝政ロシア期に出火件数がピークに達していた1905-1909年に比べてもそれをはるかに上回り、1.35倍に達していた。とりわけ、他の共和国よりロシアにおける上昇率が高く、それぞれ2.6倍と1.4倍に達していた。

ところで、ロシアにはヨーロッパ・ロシアには入っていないウラル山脈以東のシベリアと中央アジア諸地域が含まれている。これらの地域は人口過疎地域であるため、出火件数が比較的少ない。またヨーロッパ・ロシアは中でも出火件数が最も多いため、革命前のヨーロッパ・ロシア諸県だけを見ると、出火件数の増加率は一層高いことは容易に推定できる。さらに、第1表との関連で各年の出火状況と比較して見ると、当然ながら、1927年と1928年における出火件数は、1895年のそれ

(11) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 2.

第2表 ヨーロッパ・ロシアにおける出火件数の推移（1895-1928年）

区分／年		1895-99 (C)	1900-04	1905-09 (A)	1923/24-1927/28 (B)	B / A (%)	B / C (%)
ロシア	都市	14,604	19,334	25,415	37,929	149	260
	農村	196,902	224,928	295,899	405,513	137	206
	合計	211,506	244,262	321,314	443,342	140	210
ウクライナ	都市	7,059	10,751	9,382	11,046	118	156
	農村	46,693	60,849	78,986	101,639	129	218
	合計	53,752	71,600	88,368	112,685	128	210
白ロシア	都市	874	1,111	1,486	925	62	106
	農村	12,464	13,127	16,325	20,400	125	164
	合計	13,338	14,238	17,811	21,325	120	160
合計		278,596	330,100	427,493	577,352	135	207

出典：Сводные сведения о пожарах в СССР за пять лет 1923/24-1927/28 г.г. С 1-го октября 1923 г. по 30-ое сентября 1928 г. М., 1930. С. 6.

は言うまでもなく、革命前のピーク期である1909年に比べても、5年間の平均倍率をはるかに超えるものであった。

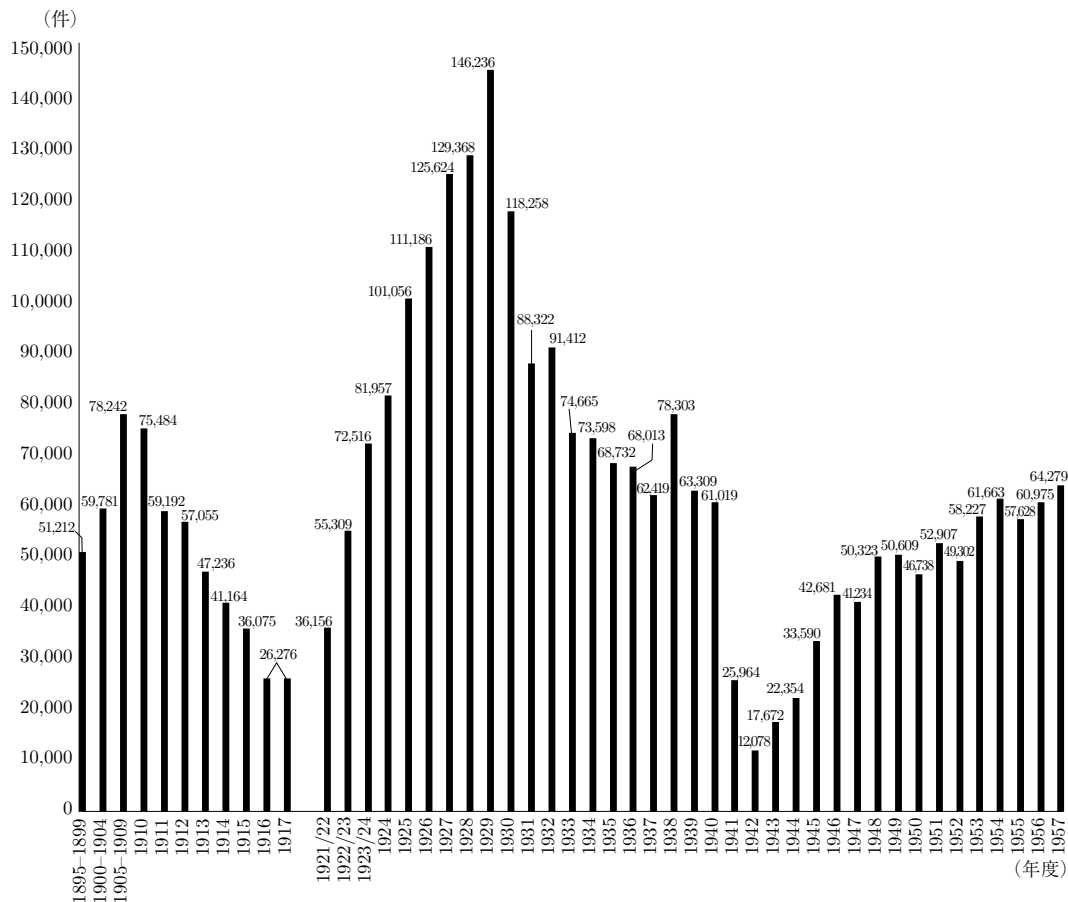
次に注目すべきことは、火事発生が革命前と同様に何より農村に圧倒的に集中していることである。全出火件数のおよそ9割以上が農村に集中していた。具体的には、ネップ期にロシアで91.5%、ウクライナで90.2%、白ロシアでは95.7%であった。これは革命前も全く同じであった。1895-99年における農村の割合は92.0%、1900-04年に90.5%、1905-10年に91.5%であった。⁽¹²⁾ さらに、ネップ期全期間において農村における出火件数は毎年の増加率においても都市のそれをはるかに上回っていた。⁽¹³⁾

農村における出火件数は都市よりはるかに高いことは上述した通りであるが、農村内部においては、貧しい、土地の少ない、また副業的稼ぎを有していない地域においてより多くの火事が発生していた。たとえば、ペンザ県、リャザン県、タムボフ県の出火件数はヴォログダ県、ヘルソン県、沿ヴォルガ・ドイツ人共和国のそれよりはるかに高かった。同県の中でも、土地不足の郡、たとえば、リャザン県のリャーシスク郡、スコピン郡とラネンブルグ郡はより多くの土地と様々な農業外副業に恵まれているカシーモフ郡、ザライスク郡よりはるかに出火件数や被害度が高かった。サマラ県の土地不足のスタヴロポリ郡はノヴォウゼンスク郡より8~10倍も出火率が高かった。ウファ県に

(12) Сводные сведения о пожарах в СССР за пять лет 1923/24-1927/28 г.г. С 1-го октября 1923 г. по 30-ое сентября 1928 г. М., 1930. С. 7. ネップ期における大都市モスクワとレニングラードと中小都市における出火件数と火事発生状況については、Сводные сведения о пожарах в СССР за пять лет 1923/24-1927/28 г.г. С 1-го октября 1923 г. по 30-ое сентября 1928 г. М., 1930. С. 8-11 を参照。

(13) ネップ期各年におけるソ連邦各地域の農村と都市における出火状況については、Вестник государственного страхования. № 11-12. 1928. С. 155-159 を参照。

第1図 ソヴェト農村における出火件数の動向（1895-1957年）



注：1895-1909年は第2表から作成。1910年はPGAЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 2, 1911-1917年はトヴェーリ県の出火件数 (Jaedong Choi, Fire, Arson and Fire Insurance in Late Imperial Russia, *Slavonic and East European Review*, vol. 93, no 3, 2015, p. 487) から換算して作成。1921/22-1923/24年はПожарное дело. № 4. 1926. С. 2, 1924-1928年は第1表, 1929-1932年は第20表, 1933-1940年は第27表, 1941-1946年は第33表, 1947-1957年は第39表から作成。

おいても多くの分与地と副業を有しているズラトウスト郡で出火率は最も低く、とりわけ経済的に貧しいメンゼリンスク郡で最も高かった。それに対して、北部諸県と南部のステップの肥沃な地域では、凶作がまれであり、土地不足に相対的に悩まされず、経済状況は全体として良好であったため、出火は非常にまれにしか見られなかった。農業が主な収入源ではなく、農業外就業に従事する可能性が広く存在していた中央工業、ウクライナ、ウラル地域などでは、農業だけが中心になっている地域とは異なり、収量の変動が出火に及ぼす影響は少なかった。⁽¹⁴⁾

同じ状況は他の県でも同様に看取されていた。とりわけ、穀物の収穫が出火件数の動向に大きな

(14) Пожарное дело. 1928. № 10. С. 4.

影響を及ぼしていた。豊作であればあるほど出火率は下がり、逆に凶作であればあるほど出火率は上がった。このような傾向は、収穫率が最も不安定な状況にある地域、すなわちヴォルガ中流と下流地域、沿ウラル南部地域、中央黒土地域においてとりわけ顕著であった。たとえば、サマラ県は1891年、1898年、1906年、1911年の最大の凶作の年に非常に高い出火率を記録した。サラトフ県、ウファ県、ペンザ県、タムボフ県などでも同じことが看取されていた。⁽¹⁵⁾ これらのことは革命後ソヴェト農村における出火件数の急増が革命前と同様に階級対立や農民運動でなく主として経済的理由を背景にしていることを示唆している。次に具体的な出火の原因と出火状況を考察する。

1.2 出火の原因

ネップ期における出火の原因別の出火件数の分布および推移は、以下の第3表の通りである。

第3表 ネップ期における出火件数の原因別分布と推移（1924—28年）

年	放火		暖房		過失		穀物乾燥		その他		原因不明	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1924	17,923	25.6	17,902	25.5	7,570	10.8	6,282	9.9	3,264	4.6	17,142	24.5
1925	32,674	33.6	22,265	22.9	9,008	9.2	9,203	9.5	4,070	4.2	20,077	20.6
1926	32,910	32.7	26,523	26.3	9,997	9.9	9,669	9.6	4,021	4.0	17,568	17.5
1927	42,161	35.7	30,025	25.5	11,264	9.6	9,884	8.4	3,921	3.4	20,417	17.4
1928	45,136	37.4	33,931	28.3	10,329	8.6	8,410	7.5	4,240	3.5	17,593	14.7
1924—28	170,804	33.8	129,646	25.7	48,163	9.5	43,448	8.7	19,516	3.9	92,797	18.4

出典：РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 46—47.

まず、この表で注目には値するのは、ネップ期において「放火」の件数が著しく多く、毎年漸次的増加を示していることである。すなわち、1928年における放火件数は、1924年に比べるとほぼ3倍であり、1925年に比べてもほぼ1.5倍であった。次に、その割合の面においても持続的増加が見られた。すなわち、1924年から28年までの5年間にわたる推移を年ごとに見ると、25.6%、33.6%、32.7%、35.7%、37.4%である。それに対して、「原因不明」の出火件数は大きな変動は見られなかったものの、割合の面では減少を示していた。1928年には15%弱となっているが、革命前のものに比べてはかなりの減少である。ところで、「原因不明」は事実上ほとんど放火に該当するとされていたため⁽¹⁶⁾、それを加えると、放火の全体的割合は一層高くなる。すなわち、1924年から28年に各々50.1%、54.2%、50.2%、53.1%、52.1%となり、全出火件数の半分以上が放火によるものであった。

次に大きな割合を占めていた火事原因は、暖房関連設備の故障や不良によるものであり、全体的に大きな変化はなく、およそ25%を示していた。さらに、「過失」と「穀物乾燥」の割合が若干の減少を示していたものの、それぞれ10%弱であった。

(15) Пожарное дело. 1928. №10. С. 3—4.

(16) Страховой сборник. Выпуск второй. Москва. 1926. С. 22—24.

火事発生の原因の分布においては、地域的相違も見られていたが、三つの共和国における火事原因の分布は、第4表の通りである。

第4表 ネット期5年間における共和国別火事原因の分布

共和国	年	放火		暖房		過失		穀物乾燥		その他		原因不明	
		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
ロシア ¹⁾	1924	12,347	21.9	15,840	28.0	6,443	11.4	6,066	10.7	2,362	4.2	13,427	23.8
	1925	21,064	27.6	19,496	25.5	7,669	10.1	8,995	11.7	3,105	4.1	16,014	21.0
	1926	20,253	25.8	22,774	29.0	8,525	10.9	9,379	11.9	2,975	3.8	14,655	18.6
	1927	24,847	27.5	26,876	29.7	9,189	10.2	9,702	10.8	2,680	3.0	16,945	18.8
	1928	26,063	29.1	29,975	33.5	8,341	9.3	8,183	9.7	3,082	3.5	13,302	14.9
	1924-28	104,574	26.7	114,961	29.4	40,167	10.3	42,325	11.0	14,204	3.6	74,343	19.0
ウクライナ ²⁾	1924	4,700	42.6	1,641	14.9	894	8.1	-	-	591	5.4	3,201	29.0
	1925	10,427	58.5	2,127	11.9	1,016	5.7	-	-	769	4.4	3,483	19.5
	1926	11,721	64.6	2,019	11.1	1,179	6.5	3	0.0	805	4.5	2,423	13.3
	1927	15,856	66.5	2,384	10.0	1,680	7.1	4	0.0	929	3.8	3,004	12.6
	1928	17,547	65.4	3,116	11.6	1,544	5.8	7	0.0	869	3.3	3,729	13.9
	1924-28	69,251	61.7	11,287	11.6	6,313	6.5	14	0.0	3,963	4.0	15,840	16.2
白ロシア ³⁾	1924	876	34.1	421	16.4	233	9.1	216	8.4	311	12.0	514	20.0
	1925	1,183	37.8	642	20.5	318	10.2	208	6.7	196	6.2	580	18.6
	1926	936	31.5	730	24.5	293	9.8	287	9.6	241	8.1	490	16.5
	1927	1,458	40.8	765	21.4	395	11.1	178	5.0	312	8.6	468	13.1
	1928	1,526	39.3	840	21.7	444	11.4	220	5.7	289	7.4	562	14.5
	1924-28	5,979	37.1	3,398	21.1	1,683	10.4	1,109	6.9	1,349	8.3	2,614	16.2

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 48-49. 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 50. 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 51.

三つの共和国における出火原因別分布を見ると、まず注目に値するのは、ウクライナにおける放火の割合がロシアや白ロシアよりはるかに高く、およそ7割弱を示していたことである。それに対して、ウクライナにおける暖房設備の故障や不備に伴う火事の割合は極めて低く、ロシアのほぼ3分の1、白ロシアのほぼ2分の1の水準に留まっていた。「過失」「その他」「原因不明」を理由とする火事に関しては、三つの共和国において大きな相違は見られなかったものの、「穀物乾燥」においては、ウクライナではそのような慣習がほとんど存在していなかったため、その割合はほぼゼロに近いという特徴を示していた。

ところで、ロシアの中でも火事発生原因の分布は地域によって大きな開きが見られていた。まず、中央黒土地域におけるネット期5年間の放火の割合は53.5%で、そこに「原因不明」の12.1%を加えると、放火の割合は65.5%となり、ウクライナとほぼ同じ高い割合を示していた。その次に放火の割合が高い地域は、ヴォルガ下流地域で38.7%を記録し、そこに「原因不明」の16.8%を加えると、55.5%であった。その後が西部地域とヴォルガ中流地域で、各々28.5%と25.8%を記録し、そ

こに 21.7%と 22.1%の原因不明を加えると、その割合は 50.2%と 47.9%であった。⁽¹⁷⁾

それに対して、最も放火の割合が低かったのは北部地域で、その割合はわずか 5.5%に過ぎなかった。そこに原因不明の 8.7%を加えても、その割合は 14.2%に過ぎず、非常に大きな対照を成していた。この北部の地域においてはその代わりに「暖房」の割合が 41.3%として非常に高かった。このことは、放火の割合がとりわけ低かったほとんどの地域において共通的に見られるものであった。すなわち、放火の割合が 5.1%であったクリミアは 55.7%、10.2%であったカザフスタン地方は 46.3%、11.7%であったバシキリアは 47.7%、13.4%であったレニングラードは 40.9%、14.0%であったウラル地域は 37.8%であった。⁽¹⁸⁾

1.3 出火の状況

農村における出火の場所、出火の月別および時間帯別分布については、体系的に確認できる。まず、1924 年から 1928 年までのネップ期における出火場所を見ると、すべての三つの共和国において、最も多くの火事が非居住施設で起こっていた。このことは、後述するように、火事発生の主な原因が放火であることと密接な関連がある。共和国ごとに見ると、非居住施設で起こった火事の割合は、ネップ期の 5 年間ロシアで 34.5%、ウクライナで最も高く 51.6%、また白ロシアでは 33.4%であった。二番目に多く火事が起こった場所は住宅であった。各共和国での割合は各々、26.8%、39.6%、22.1%である。その次に高いのが、風呂場と穀物乾燥場で起こった火事であるが、ロシアで各々 16.3%と 16.0%、白ロシアで 13.4%と 28.2%であった。ウクライナに関しては、両方とも極めて低い水準で、まず穀物乾燥場では発生せず、風呂場に関しても 0.2%に過ぎなかった。その他に他の建物や仕切りでの火事発生はごくわずかであった。⁽¹⁹⁾

ところで、各場所で起こった火事の原因がどのようなものであったかは興味深い問題である。まず注目に値することは、最も多く火事が起こっていた非居住施設における火事発生原因を見ると、主な原因となっていたのは放火であったことである。ロシアで 48.6%、ウクライナで 79.2%、白ロシアで 56.5%であったが、ここに原因不明を加えると、その割合は各々 76.3%、94.8%、73.0%となる。このことは、非居住施設で起こった大半の火事が放火によるものであることを意味していた。とりわけウクライナにおいてはほとんどすべてが放火によるものであった。⁽²⁰⁾この背景には、一連の地域で適用されていた一律容積評価基準（стандартизированные кубатурные оценочные нормы）があった。すなわち、この基準では建物の仕上げの質や構造および位置などを一切考慮せずに面積だけで一律に建物の評価を行うため、非居住建物の評価額が相対的に高く設定される可能性が高く、

(17) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 56.

(18) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 56.

(19) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 37-38.

(20) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 37-38.

放火の対象となりやすかった。⁽²¹⁾

また、住宅で起こった火事の主な原因となったのは暖房設備の故障であった。ロシアでは60.0%、白ロシアでは47.5%であったが、ウクライナでは26.9%に過ぎなかった。第2の原因が放火であるが、ロシアと白ロシアでは各々13.0%と21.2%であったが、ウクライナでは46.5%と、住宅で発生した火事の最も大きな原因であった。ここに原因不明を加えると、ロシアと白ロシアでは各々27.6%と35.2%になるが、ウクライナでは63.8%にまでなる。住宅火事の割合が少ないことと、放火の割合が少ない理由は、住居を失うことを避けようとする意志が働いていたからであろう。

次に、火事発生の時間帯別分布を1924年と1925年のデータから見ると、まず注目されるのは、夜の9時から夜中の3時の間に起こった火事の割合が最も高いことである。ロシアでは全出火件数の37.5%、ウクライナではより高く46.0%、白ロシアでは43.6%がすべての農民がほとんど就寝する時間帯に起こっていた。それに対して、起床し活動をはじめる朝方の3時から9時までの間で火事発生件数は最も少なかった。ロシアでは18.0%、ウクライナでは11.4%、白ロシアでは13.4%に過ぎなかった。午前9時から午後3時までと午後3時から9時までの本格的な活動時間帯ではおよそ20%前後であった。⁽²²⁾

ところが、興味深いことに、火事発生の時間帯は火事発生の原因とも密接な関係を有していた。火事発生時間帯別に原因の分布を見ると、夜9時から夜中の3時までの間に起こった火事は、主として放火によって発生した。この時間帯に発生した全出火件数の中で放火が占める割合は、ロシアでは45.6%、ウクライナでははるかに高く59.9%、白ロシアでは53.2%であったが、ここに放火であろうと考えられる「原因不明」を加えると、ロシアでは全火事の71.5%、ウクライナでは89.3%、白ロシアでは75.6%が放火によって発生した。次に、朝3時から9時までの間で起こった火事は主に暖房と放火によるものであった。ロシアでは暖房が42.4%、放火が13.1%、ウクライナではそれぞれ27.9%と35.3%、白ロシアでは25.0%と31.6%であった。また、午前9時から午後3時の間に起こった火事の主な原因は暖房と不注意であった。さらに、午後3時から9時までの間に起こった火事は、ソ連邦では暖房(27.2%)とその他(21.2%)であったのに対して、ウクライナでは放火⁽²³⁾(51.8%)と暖房(12.2%)、白ロシアでも放火(25.8%)とその他(22.8%)であった。ここで特徴的であったのは、ウクライナにおいてはすべての時間帯において放火が圧倒的位置を示し、白ロシアでは放火が昼の時間帯を除いたすべての時間帯において主な原因となっていたことである。とりわけウクライナではどの時間帯でも放火は半分以上を占めていた。

最後に、ネップ期における火事発生の月別分布を見ると、1月と2月で最も低く、5月に若干上昇

(21) Вестник государственного страхования. № 15. 1929. С. 68–70. この基準の下では、薄い木材の手抜きで建てられた住宅用建物の場合でも同様なことが起こりえた。

(22) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 33.

(23) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 34.

しはじめ、9月と10月と11月に最も高い数字を示し、12月に再び減少していた。まず、ここで指摘しなければならないのは、革命前には夏季の6月、7月、8月に出火件数が最も高く、半分近くの火事が集中的に発生していたのに対して、ネップ期にはむしろ収穫後の秋に多くの件数を示していることである。⁽²⁴⁾ また、都市においては、1月と2月の冬季に出火件数が最も多く、逆に夏季に出火件数が最も少なかった。⁽²⁵⁾ 農村では1年中で最も出火率が高い月は10月である。穀物の強制乾燥の慣習を有する地域ではそのために、そうでない地域では故意の放火のため、とりわけ高かった。10月はとりわけ農村の祭り、結婚、酒宴などが集中している月である。⁽²⁶⁾ さらに、収穫後の秋に穀物の調達が集行的に行われていたことも重要な理由の一つであった。

1924年と1925年の出火状況についての資料で見ると、12月から1月の冬季に発生した火事の中に放火が占める割合は23.6%、ここにほぼ放火とされる原因不明20.5%を加えると、44.1%になる。3月から5月までの春季ではそれぞれ、29.8%+22.5%=52.3%、6月から8月までの夏季では、35.4%+23.5%=58.9%、9月から11月までの秋季では、31.3%+22.4%=53.7%である。革命前に比べてはその差は相対的に少ないが、放火の割合は冬季に最も低く、夏季と秋季に最も高くなっている。⁽²⁷⁾ 1924年と1925年はボリシェヴィキ政権によって国営火災保険制度が導入され、戦争と革命と飢饉という波乱に満ちた苦難を生き残ったばかりの時点であった。次いでネップが本格的に軌道に乗る1926年からは、革命前の状況とより近い展開を見せることになった。暑く乾燥した夏の季節が終わり、雨の多い秋と寒い冬が訪れると、農村の出火件数も本来なら減少するはずであるが、実際にはそうでなく、秋の数か月間に出火件数は著しく上昇した。⁽²⁸⁾ さらに、ネップ期ソヴェト農村における火事による月別平均損害額は、5月から9月まで、とりわけ5月から7月までの間で大きかった。⁽²⁹⁾

1.4 放火の動機と処罰

1.4.1 放火の動機

先述した通り、まず中央黒土地域を含むソヴェト農村において出火率が高いことはその経済的状況と密接な関係があった。中央黒土地域の住民の経済水準はソ連邦の他の地域よりはるかに低く、それに住民の建物はより粗悪で、屋内の設備もはるかに少なかった。大部分の建物は藁葺屋根の木造であった。藁葺屋根の量はこの地域の全数の90%に達しているが、クルスク州では95%まで、同

(24) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 29–30.

(25) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 30.

(26) Пожарное дело. № 7. 1928, С. 4.

(27) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 32.

(28) Пожарное дело. № 10. 1928. С. 25–26.

(29) Сводные сведения о пожарах в СССР за пять лет 1923/24–1927/28 г.г. С 1-го октября 1923 г. по 30-ое сентября 1928 г. М., 1930. С. 89.

じ時期にロシア全体は 63%、中央工業地域は 56.9%であった。⁽³⁰⁾ 中央黒土地域の出火率は凶作の年にとりわけ上昇した。はるかに著しい土地不足と経済的困窮が発生した郡が、全体として裕福な経済条件を有している郡よりも常にはるかに高い出火率を有していた。意図的な放火が非常に高い割合を示し、全出火件数の 55-60%にまで達した。⁽³¹⁾ このように凶作は自己放火のための大きな動機となっていた。それと同時に凶作の年には、敵対、悪意、不良行為、さらに飲酒した他人による放火も増加していた。絶望した人が放火を起こす場合も見受けられた。⁽³²⁾

公式的には自己放火の数は少なく、自己放火の高い割合を否定する見解も広く存在していたが、シベリアなど他地域への移住が頻繁に行われていた白ロシアの保険員はネップ期に自己放火が著しく増えていると確信していた。その主な原因として注目していたのは、白ロシアの土壤が農業に不向きで土地生産性が低いこと、したがって移住への大きな誘因が発生していたことであった。実際に革命前と同様に白ロシアでは「シベリアへの多くの農民の移動が発生していたが、移民は自らの建物を最も低い値段で販売するかそれとも放火によって処分するかのどちらかであった」。明らかに大量のシベリアへの移住が発生している地域から多くの放火の報告が入った。⁽³³⁾ 移民は強制火災保険だけでなく、より多額の保険金が期待できる追加保険と任意保険に積極的に加入した。⁽³⁴⁾ 当然ながら移住と関連した自己放火の高い可能性は、シベリアなどへの移住だけでなく、ネップ期に広く見られていた都市への脱農民化においてもとりわけ高くなっていった。1929 年のペンザ州支部の放火についての報告も移住と離村との関連性のある自己放火の存在を指摘した。報告によると、毎年出火件数は増加し、1,000 戸当たり、以前の 4-5 件からすでに 11-12 件の火事が発生している。39 村が出火率で際立つが、そこでは 1,000 戸当たり 24 件の火事が発生している。それらの中のいくつかの村では 1,000 戸当たり出火件数が 70 件、73 件、78 件、105 件、157 件にまで達している。火事の原因となっているのは、機械 1%、子供のいたずら 5%、不注意 15%、煙突 17%、放火と飲酒が 64% であった。放火の中には資産の間違った評価の結果による保険金目当て、有利な条件で木材を受け取ることを目的とする自己放火、また離村する人々による自己放火も見られた。「実際の現場の仕事から私は個人的に次のような確信に達した。農村の火事のかかなりの割合は、放火者自らの目論見から発生している。その際に、これらの投機的火事は大部分、営利目的すなわち全焼した建物より多い金額での保険賠償金を受け取ることに向けられている。このような投機的放火の基礎を成している主な理由は、一連の地域に一律容積評価基準が存在していることと、とりわけ森林地域において

(30) Вестник государственного страхования. № 23. 1928. С. 65-68.

(31) Вестник государственного страхования. № 23. 1928. С. 65-68.

(32) Пожарное дело. 1928. № 10. С. 4.

(33) Вестник государственного страхования. № 15. 1929. С. 72-73.

(34) Беднота. 18 VII. 1926. С. 2. 追加保険と任意保険に誘致する際に、移住民に対して保険契約を拒絶する必要があるとさえ指摘されるほどであった (Беднота. 18 VII. 1926. С. 2)。

建築木材を速やかに受け取れることである（火事に遭った建物の復興のために放火者には無料で建築木材が提供された⁽³⁵⁾）】。

ところで、放火は多くの場合、投機目的だけでなく、極めて困難な経済的状況を原因としても発生していた。「この類の火事は、保険金額の引下げでも追加保険の拒否の場合でも引き止めることはできず、はるかに頻繁に所有者の経済的必要から生じていた⁽³⁶⁾」。さらに、①割合基準への移行、②複数の支部による評価額の75%までの賠償、③出稼ぎだけでなく都市への居住を目的とした農村人口の都市への流出の著しい増加、という3条件の下で、放火の可能性は一層高まっていると指摘された⁽³⁷⁾。

農民運動や農民革命論的な観点から注目されるネップ期における放火と階級対立との関係に関しては、まず1924年第4四半期と1925年第1四半期のソ連邦におけるクラークによるテロ活動についての報告を通じて把握することができる。1924年9月から12月にかけて発生したクラークによるテロ活動件数は全部で218件であったが、その内訳を見ると、殺人が50件、殴打67件、組織的襲撃31件、威嚇26件、放火31件であった。1925年1月中のテロ件数は159件であったが、そのうち放火は10件、1925年2月には125件のうち9件、1925年3月には88件のうち8件であった。このように、クラークのテロ活動として把握された放火の件数はわずかに過ぎず、テロ活動に占める割合もわずかであった⁽³⁸⁾。次に、1928年前半期における342件の放火についての刑事部（Уголовный Розыск）の調査資料を通じて把握することができる。

第5表 刑事部資料における放火動機

区分	階級対立	日常的問題	打算的目的	技術的過失	計
件数	43	156	83	60	342
%	12.5	45.6	24.2	17.5	100

出典：Пожарное дело. № 2. 1929. С. 5-7.

上記の第5表においてまず注目に値するのは、放火動機の中で階級対立の割合が低いことである。後述する集団化期の1931年と1930年代における割合（第24表と第30表を参照）よりはやや高く、対象となっている342件のうち43件（12.5%）であった。その内訳をさらに見ると、妨害行為が24件（7.1%）、集団化の積極的な推進に対する反対行為が9件（2.6%）、その他が9件（2.6%）であった。次に、放火の動機のうち最も割合が高かった「日常的問題」（45.6%）の内訳を見ると、土地と財産問題が14件（4.1%）、私的争いが86件（25.1%）、家族内対立が18件（5.2%）、不良行為

(35) Вестник государственного страхования. № 15. 1929. С. 68-69.

(36) Вестник государственного страхования. № 2. 1929. С. 71-75.

(37) Вестник государственного страхования. № 15. 1929. С. 70-71.

(38) РГАСПИ. Ф. 17. ОП. 87. Д. 199. Л. 73.

が 14 件 (4.1%)、飲酒が 15 件 (4.3%)、養育費が 5 件 (1.4%)、その他が 5 件 (1.4%) であった。二番目に高い割合を示した打算的目的の内訳は、違法行為の隠ぺいが 37 件 (10.8%)、保険金狙いが 37 件 (10.8%)、その他が 9 件 (2.6%) であった。それ以外に、技術的過失が 60 件 (17.5%) であった。この 342 件のうち 259 件 (78.6%) が農民の建造物、42 件 (12.3%) が国家機関と国営企業、26 件 (7.6%) が協同組合組織、3 件 (0.9%) が個人によって賃借りされている建物で発生し⁽³⁹⁾た。ここでも放火が階級対立より主として日常的葛藤と経済的動機から発生していたことが確認できる。

1.4.2 放火の処罰

火事発生の後に損害賠償金 = 保険金支払いの請求が行われるが、革命前と同様に、ポリシェヴィキ政権下のネップ期においても保険金支払いが拒否されるケースは非常に少なかった。このことは、当然ながら出火に伴って裁判にかけられても、処罰を受ける割合が非常に低かったことを意味する。実際、革命前と同様に、ネップ期においても放火の嫌疑で裁判にかけられるケースは極めてまれであった。ペンザ支部からは次のような報告が寄せられた。「放火者の発覚が困難であるのは、放火者が誰であるかが分かっているにもかかわらず、住民が諍いを恐れてふつう放火者を警察に告発しないことにある。放火との闘争手段の中、放火の摘発に対する警察への奨励金の支払いが最も効果的である。ペンザ州において放火の罪で裁判にかけられるのは年間 10 件を超えなかったが、1927/28 年度には奨励金の支払いだけで 38 件が発覚した。放火のかどで合計 40 名が裁判にかけられた⁽⁴⁰⁾」。ペンザ州における出火件数は年間 1,500 件以上であったので、実際に裁判にかけられるケースは非常にわずかに過ぎなかったことになる。

また、1928 年 12 月にロシア火災局の下で招集された放火対策委員会で、中央火災局長 K. M. ヤンチコフが放火の動機について報告する際に、最高裁刑事部門に寄せられた放火関連データ (1927 年の 10 か月間) を用いたが、その数はわずか 183 件に過ぎなかった。次に、放火についての刑事部⁽⁴¹⁾(Уголовный Розыск) の調査資料に 1928 年前半期の放火関連データが用いられたが、その数は 342 件に過ぎなかった⁽⁴²⁾。さらに、革命前を例にとれば、裁判にかけられたケースの中で実際に有罪判決を受けたのはその半数に過ぎなかった。

ところが、有罪判決を受ける場合であってもその処罰や罰金は決して大きなものではなかった。たとえば、リャザン州からは次のような報告が寄せられた。「リャザン州のスターリィ・キストルス

(39) Пожарное дело. № 2. 1929. С. 5–6.

(40) Бюллетень Росгосстраха. № 17. 1929. С. 6–8.

(41) Пожарное дело. № 4. 1928. С. 3–4; Вестник государственного страхования. № 1. 1929. С. 71–73.

(42) Пожарное дело. № 2. 1929. С. 5–7.

村では放火が頻繁に発生していた。放火者は多くの農民の穀物置場と納屋に火を付けた。農民が消火しようと望んでいたときに、放火者は消火器を壊した。結局のところ、放火者は逮捕されたが、2か月服役した後、釈放された。その後、彼らは再び放火の脅迫をし、実行に移した⁽⁴³⁾。この報告によると、放火に対する処罰は2か月の拘留に過ぎなかった。そのため、放火に対する処罰を強化することについての次のような報告が寄せられた。「放火に対する処罰のレベルはかなり低いものであった。そのため、クラークがソヴェトや公共施設の建物、ソヴェト活動家や貧農の家に放火した場合⁽⁴⁴⁾には、刑法第58条〔反革命罪〕を適用するよう要求された」。

1928年12月7日付ロシア火災局傘下に「頻発する放火との闘争のための委員会」が招集された。この会議には関係中央官庁（法務人民委員部、教育人民委員部、内務人民委員部行政局と犯罪取締局）と出火率が最も高い地方（リャザン州、ブリャンスク州、ニジニ・ノヴゴロド州、ウラル州、ヴォルガ中流、レニングラード州）の防災組織の代表者らが参加した。複数の地域（中央黒土地域、ヴォルガ中流地域、ヴォルガ下流地域の一部、そしてブリャンスク州、リャザン州、トゥーラ州など）において放火は、全出火件数の50%以上にも達し、日常的な現象となっていたことが指摘された。この会議に参加したほとんどの地方代表は、その理由として、放火との闘争手段が十分でないこと、警察側からの対応が形式的であること、郷や村の決定の違反の際における罰金がわずかであること、村と郷の防災長が不在であること、火事との闘争に支出される国営保険からの資金がわずかであることを指摘した。彼らは、最後に、住民が火事との闘争に無関心で、防災事業と利害関心をもっていないと、指摘した⁽⁴⁵⁾。

放火を取り締まるべき警察側の対応が生ぬるく、形式的なものに過ぎなかったことは先述のペンザ州における警察への奨励金の際にも指摘した通りである。さらに実際に裁判にかけられる場合にも、有罪判決を受けることが極めてまれであるため、農民の間には放火を起こしても罰されないという認識とメンタリティが形成された⁽⁴⁶⁾。実際に処罰や罰金を受けても、それは短期間で軽微なものに過ぎなかったため、放火を抑制し引き留めることは極めて困難であった。

1.5 ポリシェヴィキ政権の火災保険政策

ネップ期と集団化期（後述）において出火件数は急速に増加し、保険金目当ての放火の割合も極めて高かった。それは、ポリシェヴィキ政権の火災保険政策と密接な関連を有していた。ソヴェト農村でも、火災保険は誰もが加入しなければならない強制保険として導入され、同時に、任意保険に加入することも許容されていた⁽⁴⁷⁾。出火件数と保険金目当ての放火件数の増加について言えば、革命前のゼムストヴォ火災保険においては、保険対象物の過大評価と追加・任意保険への高い加入率が

(43) Пожарное дело. № 12. 1929. С. 26.

(44) Пожарное дело. № 12. 1929. С. 26.

(45) Вестник государственного страхования. № 1. 1929. С. 71–73.

(46) Пожарное дело. № 12. 1929. С. 26.

その主な原因であったが、それに対して、革命後のポリシェヴィキ政権の国営火災保険においては、保険対象建物の高い評価額（≡ 過大評価）の問題は存在していたものの、損害賠償率と賠償額の引上げ——強制火災保険だけでも十分に賠償されるように設計されていた——が主な原因となっていた。

1.5.1 保険金額の引上げ

ネップ期における強制火災保険の加入者数、平均保険金額、保険料の推移を見ると、以下の第6表の通りである。

第6表 ネップ期における強制火災保険の状況

(人, %, ルーブリ)

年	保険加入者		保険金額 ¹⁾		保険料 ¹⁾	
	百万 ¹⁾	加入率 ²⁾	総額 (百万)	1戸平均	総額 (百万)	1戸平均
1921/22	11.1	-	-	-	-	-
1922/23	16.9	81.0	-	-	-	-
1923/24	18.0	86.0	1,728,7	96.0	21.7	1.21
1924/25	18.9	89.0	2,302,7	121.8	22.3	1.18
1925/26	19.5	90.0	3,053,8	156.6	23.1	1.18
1926/27	20.0	90.8	3,654,1	182.7	27.3	1.37
1927/28	19.5	91.7	4,076,9	209.1	28.2	1.45
1928/29	21.9	96.7	6,529,6	298.2	48.1	2.2
1929/30	21.1		9,476,4	449.1	68.5	3.25

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 29. Л. 81. 2. В. К. Райхер. Государственное страхование в СССР. Москва, 1938. С. 50.

第6表で最も注目に値することは、火事が発生した場合に支払われる保険賠償保証額（保険金額）の1戸当たりの平均額が持続的な増加を示していたことである。すなわち、ネップ期だけでも、1924/25年の121.8ルーブリから1928/29年に298.0ルーブリへと、わずか5年間で2.5倍も増加した。このことは、家屋の価格が変わっていなかったと仮定すれば、強制保険の加入だけで時価のかなりの割合の金額を火事の際に受け取ることができるようになったことを意味する。

さらに、国営強制火災保険における保険金額の引上げ率は、以下の第7表で見られるように、国営保険の中でも最も高く、他の国営家畜保険や国営作物保険⁽⁴⁸⁾における上昇率をはるかに上回るものであった。

(47) 戦時共産主義の悪夢のような状況を体験したばかりのロシア農民は、最初のうち、国営保険は農民から保険料を取るだけで国営保険から何ももらえないだろうと固く信じていた（С. М. Розеноер. Д. И. Ефремов и советское страхование. Москва. 1925. С. 11）。

(48) ソ連邦の国営家畜保険、国営作物保険および国営保険全般に関しては、稿を改めて、検討する予定である。

第7表 強制保険の平均保険金額の推移

(ルーブリ)

年	火災保険 (1戸)	家畜保険		作物保険 (1ヘクタール)	
		牛 (1頭)	馬 (1頭)	雹害	凍害など
1923/24	61.7	16.6	26.0	11.3	
1924/25	148.4	18.8	30.8	11.7	
1925/26	156.8	18.8	32.2	12.6	
1926/27	182.5	20.1	32.5	15.8	
1927/28	209.2	22.4	37.2	16.9	13.7
1928/29	298	24.6	39.3	20.3	21.4
1929/30	446.9	25.3	42.3	25.6	26.6

出典：РГАЭ. Ф. 7625. Оп. 6. Д. 29. Л. 35.

1.5.2 改定 (1927年10月) 前の損害賠償率

後述するように、国営強制火災保険の損害賠償率は1927年10月に大幅に改定されるが、まずそれまでのネップ期における国営強制火災保険の損害賠償率を見ると、ウクライナにおいて3分の1に達しているだけで、ロシアは20%、白ロシアは27%に過ぎなかった⁽⁴⁹⁾。ウクライナの場合、平均損害賠償率は平均3分の1程度であったが、すべての農民経営に一律でなく、農民階層間において大きな開きが存在していた。具体的に1926/27年度ウクライナにおける保険評価額に対する損害賠償率の農民階層別分布を見ると、第8表の通りである。

第8表 1926/27年度ウクライナにおける損害賠償率の農民階層別分布

保険評価額 (ルーブリ)	農戸		1戸当たり平均建物数(個)	評価額に対する住居建物の保険賠償の割合(%)	評価額に対する非住居建物の保険賠償の割合(%)	全額に対する住居建物賠償額の割合(%)
	農戸数(戸)	%				
~150	13,052	5.1	1.7	91	53	71
151~300	34,977	13.8	1.8	67	48	81
301~600	82,183	32.5	2.6	43	38	72
601~1,000	72,008	28.5	3.4	34	30	62
1,001~3,000	49,554	19.5	4.3	20	22	54
3,000~	1,698	0.6	5.9	10	12	39
計	253,467	100	3.0	32	28	65

出典：Вестник государственного страхования. № 3. 1929. С. 13.

第8表で最も注目値するものは、保険評価額が低い農民経営に対する強制火災保険の損害賠償率が非常に高いことである。保険評価額が150ルーブリ以下の経営に対する賠償率は9割を超えており、150-300ルーブリの場合でも7割近くになっていた。これらの二つのカテゴリーの農民経営

(49) Вестник государственного страхования. № 5. 1928. С. 17.

は火事発生の際に強制保険だけでも任意保険への加入時と同等の賠償を受けることが可能であったことを意味する。これらの階層の割合は全体のおよそ 20%になる。しかし、これらの階層に課せられていた保険料は極めてわずかであった。というのも、ポリシェヴィキ政権の保険政策の下で貧しい階層には保険料の負担が免除されていたからである。たとえば、1926/27 年度には 328 万 6,800 経営、火災保険加入全経営のおよそ 21%、1927/28 年度には 427 万 7,990 経営、全経営のおよそ 26%、さらに 1928/29 年にはおよそ 500 万経営、全経営のおよそ 30%が保険料の免除を受けた⁽⁵⁰⁾。免除の理由別に見る具体的状況は、以下の第 9 表の通りである。この表で見られるように、保険料免除の理由の大半は貧困であったため、保険評価額 300 ルーブリの農民経営（全経営のおよそ 20%）がこれらの経営に該当していたことは容易に推測できる。

第 9 表 ネット期ロシアにおける保険料免除経営の割合

(%)

	免除の理由	1926/27 年度	1927/28 年度	
		保険料	保険料	保険料免除経営で占める割合
1	現役軍人と障害者	2.75	2.90	11.20
2	移住民と分散居住者	0.53	0.80	3.00
3	その他	0.07	0.04	0.20
	ブロック A	3.35	3.74	14.40
4	非課税所得経営	6.94	16.30	62.50
5	その他貧民	9.56	4.80	18.40
6	被災者	1.30	1.20	4.70
	ブロック B	17.80	22.30	85.60
	計	21.15	26.04	100

出典：Бюллетень Росгосстраха. № 5. 1929. С. 5.

次に、301–600 ルーブリの場合でも平均をはるかに上回る 40%前後の賠償が受けられた。全体の 3 割強を占めていたが、当時しばしば報告されていた保険対象物の過大評価の可能性を考慮に入れると、その実質的賠償率は一層高くなり、任意保険の賠償率に接近することもしばしばであっただろう。それに対して、1,000 ルーブリ以上 3,000 ルーブリ未満の経営の損害賠償率は 20%程度に留まり、3,000 ルーブリ以上の賠償率は 10%ぐらいに過ぎなかった。これらの経営は全体の 2 割を占めていた。

このような状況はウクライナだけでなく、ソヴェト農村全体において共通に存在していた。ロシアの 14 州における農民階層別損害賠償率の分布を見ると、以下の第 10 表の通りである。第 10 表は住居施設と非住居施設を合わせたデータとなっているが、第 8 表のウクライナと比較して、建物評価額から見る農民階層別損害賠償率の分布はおおよそ一致していることが分かる。このような

(50) Бюллетень Росгосстраха. № 5. 1929. С. 4.

第 10 表 ロシア 14 州における農民階層別損害賠償率の分布

(ルーブリ, %)

州／保険評価額	～150	151-300	301-600	601-1,000	1,001-3,000	3,001～
アルハンゲリスク	81.9	84.5	49.8	31.6	19.2	11.2
アクモリンスク	71.7	59.2	53.0	39.4	23.6	11.7
バシキリア	77.0	47.8	33.6	24.9	18.1	7.0
ブリヤンスク	72.3	46.6	32.5	24.6	15.9	8.8
ブリヤト・モンゴル	80.3	36.8	25.4	18.3	13.6	8.5
ヴォログダ	88.0	63.4	50.7	34.2	21.1	9.5
ヴォロネシ	78.1	52.7	32.8	22.3	15.3	6.5
ヴォチャーク自治州	72.3	54.1	35.5	27.0	19.0	10.3
カレリア	55.6	56.2	37.1	21.7	11.6	6.4
カルーガ	68.8	52.5	33.6	23.7	15.9	8.3
レニングラード	67.0	49.5	34.0	25.3	16.2	7.6
オリョール	88.0	60.8	42.5	30.4	20.8	13.5
オレンブルグ	66.1	43.8	27.7	19.3	12.9	6.5
クリミア	99.5	78.6	47.0	28.3	18.1	9.1

出典：Вестник государственного страхования. №5. 1928. С. 19.

リシェヴィキ政権の損害賠償率の農民階層別差等政策の結果は、土地面積と家畜保有頭数で見ると農民経営の出火動向に鮮明に表れた。ネップ期のウクライナにおける農民階層別出火と放火の分布を見ると、第 11 表の通りである。

この表において何よりもまず注目には値するのは、出火率と放火率とも、貧農と中農の経営の方が富農やクラーク層に比べて著しく高いことである。出火率と放火率は、家畜なし経営のうち土地保有規模が 4 デシャチーナ以下の経営で最も高く、家畜 1 頭保有経営の中では、牛 1 頭経営で高いのに対して、馬 1 頭経営で低かった。このことはとりわけ貧農の経営において出火率と放火率が高いことを意味する。ところが、家畜 2 頭保有経営での出火率と放火率は家畜なし経営のそれよりもはるかに高く最高値を記録していた。家畜 3 頭経営の中では土地保有規模が 4 デシャチーナ以下では牛 1 頭経営と類似しているが、4 デシャチーナ以上 9 デシャチーナ以下の経営でも家畜 2 頭経営と同様に高い出火率と放火率を記録した。それに対して家畜 4 頭以上の経営は土地保有規模の多少に関係なく低い出火率と放火率を記録していた。土地保有規模においても同様に 5 デシャチーナ以上の経営において家畜保有頭数に関係なく全体的に低い出火率と放火率を示した。このことはいわゆる貧農と中農によって火災保険が積極的に利用されていたことを意味するが、その背景にはポリシェヴィキ政権によって貧農と中農に有利に設計されていた保険料および保険賠償率などの保険政策が関連していた。

ところで、革命前のゼムストヴォ火災保険の下における出火件数および放火件数の急増の主な理由として郷役場による農民建物の過大評価が指摘された。⁽⁵¹⁾そのため、ポリシェヴィキ政権の下では保険対象物の勘定と登録は主として村ソヴェトの責任で行われ、建物の評価は保険員自身によって

第 11 表 ウクライナにおける農戸の土地保有規模および家畜所有頭数別で見る出火状況

(%)

土地保有規模 (デシャ チーナ)	家畜なし			牛 1 頭			馬 1 頭			家畜 2 頭		
	割合	出火 率	放火 率	割合	出火 率	放火 率	割合	出火 率	放火 率	割合	出火 率	放火 率
-1	3.16	2.01	1.99	0.78	0.66	0.62	0.11	0.15	0.17	0.18	0.30	0.33
1-2	5.24	5.55	5.20	2.04	2.19	2.17	0.47	0.60	0.64	0.70	1.73	1.80
2-3	5.95	6.17	5.99	3.72	3.31	3.39	1.27	1.50	1.62	2.40	4.26	4.57
3-4	4.49	3.54	3.48	3.70	2.53	2.59	1.79	1.56	1.57	4.36	5.66	6.28
4-5	2.73	2.20	2.05	2.56	1.77	1.85	1.52	1.26	1.40	4.79	5.19	5.57
5-6	1.64	1.05	0.92	1.68	0.93	0.91	1.63	0.81	0.86	4.08	3.68	3.74
6-7	0.92	0.58	0.46	1.03	0.44	0.44	0.61	0.37	0.32	2.93	1.97	2.19
7-9	1.02	0.54	0.41	1.16	0.56	0.47	0.61	0.41	0.37	3.83	2.42	2.29
9-12	0.66	0.31	0.17	0.76	0.33	0.21	0.34	0.21	0.13	1.98	1.27	1.05
12-15	0.29	0.13	0.07	0.33	0.06	0.03	0.14	0.08	0.04	0.78	0.36	0.23
15-18	0.10	0.04	0.02	0.11	0.03	0.03	0.06	0.02	0.01	0.30	0.17	0.09
18-21	0.03	0.02	0.01	0.05	0.02	0.01	0.02	0.01	-	0.12	0.04	0.02
21 以上	0.02	0.02	0.03	0.02	0.01	0.01	0.01	0.00	0.01	0.08	0.06	0.03
計	26.25	22.16	20.8	17.94	12.84	12.73	7.98	6.98	7.14	26.01	27.11	28.12
土地保有規模 (デシャ チーナ)	家畜 3 頭			家畜 4 頭			家畜 5 頭以上			計		
	割合	出火 率	放火 率	割合	出火 率	放火 率	割合	出火 率	放火 率	割合	出火 率	放火 率
-1	0.06	0.18	0.19	0.01	0.06	0.06	0.01	0.01	0.01	4.31	3.37	3.37
1-2	0.17	0.55	0.57	0.03	0.13	0.13	0.01	0.05	0.06	8.66	10.80	10.57
2-3	0.58	1.74	1.89	0.08	0.40	0.47	0.02	0.12	0.15	14.02	17.50	18.08
3-4	1.28	2.75	3.08	0.17	0.80	0.84	0.04	0.23	0.27	15.83	17.07	18.11
4-5	1.81	2.97	3.36	0.28	1.08	1.23	0.06	0.29	0.29	13.75	14.76	15.75
5-6	1.93	2.78	2.92	0.36	0.99	1.06	0.08	0.37	0.41	10.80	10.61	10.82
6-7	1.77	1.88	1.93	0.41	0.72	0.68	0.10	0.35	0.37	7.77	6.31	6.32
7-9	2.79	2.82	2.87	0.88	1.40	1.51	0.26	0.82	0.77	10.05	8.97	8.69
9-12	2.33	1.67	1.32	1.02	1.10	1.14	0.47	1.06	1.02	7.56	5.95	5.04
12-15	1.14	0.59	0.40	0.65	0.46	0.36	0.44	0.55	0.53	3.76	2.23	1.66
15-18	0.50	0.25	0.13	0.36	0.21	0.14	0.35	0.42	0.30	1.78	1.14	0.72
18-21	0.22	0.08	0.04	0.18	0.10	0.07	0.26	0.20	0.15	0.88	0.47	0.3
21 以上	0.14	0.09	0.05	0.15	0.04	0.03	0.42	0.60	0.41	0.83	0.82	0.57
計	14.72	18.35	18.75	4.58	7.49	7.72	2.52	5.07	4.74	100.0	100	100

出典：Вестник государственного страхования. №4. 1929. С. 70-71.

行われるべきものとなった。事実上村ソヴェトと地区執行委員会は建物の評価作業にも直接参加するなど、保険員の業務のかなりの部分を援助し、さらに村ソヴェトは保険料免除の対象を決めるこ

(51) Jaedong Choi, Fire, Arson and Fire Insurance in Late Imperial Russia, *Slavonic and East European Review*, vol. 93, no 3, 2015, pp. 451-492.

と、保険料を徴収すること、滞納金の取り立てと保険損害賠償関連書類の作成が委ねられていた。保険関連のすべての技術的業務を地方機関に任せるといふ問題提起に対してポリシェヴィキ政権は断固として反対していた⁽⁵²⁾。しかしながら、現場においてこの原則は必ずしも守られていなかった。保険管理部側からのしかるべき指導の指針はなく、再評価作業は監督なしに、そして各支部によって定められる基準によって行われていた。モスクワ支部とヴァトカ支部はおよそ10%しか監査を行わなかったが、他の支部では皆無に等しかった。ヴォログダ支部、コストロマ支部、カルムイク支部では再評価作業に対する監査は全く行われなかった。それに、再評価作業はふつう保険員そのものの力ではなく、保険事業に全く無関係な人によって行われており、この傾向は拡大一方であると指摘された。第三者は臨時的収入のためにだけ作業を急いだ⁽⁵³⁾。

1.5.3 1927年10月財務人民委員部による損害賠償率の引上げ決定

1927年に戦前のレベルへの経済の回復が認められるようになってから、ポリシェヴィキ政権は農民経営に対する保険損害賠償率をより高く引き上げることを検討しはじめた。国営保険管理庁の報告を受け、1927年10月ソ連邦財務人民委員部委員会は農村地域における強制保険の保険賠償基準額を保険価格の40%まで引き上げることを国営保険管理庁に委ねることを決定した。それと同時に任意保険に関しても十分注意を払い、加入率を現行の10%から15%まで引き上げることが必要であるという認識を示した。実際にネップ期における任意火災保険の加入率は、50%以上を記録した革命前と著しく異なっており、第12表のように伸び悩んでいた。その主な理由は、戦時共産主義の悪夢とポリシェヴィキの経済政策であった。すなわち、大半の農民は任意保険に加入することによって富農あるいはクラークと烙印されることを恐れていた⁽⁵⁴⁾。また、任意保険への加入は期待保険金の上昇を意味すると同時に、保険料負担の著しい増加をも意味していたため、任意保険への加入を望んでいない農民も少なからず存在していた⁽⁵⁵⁾。さらに1戸当たりの平均保険金額の規模の面でも強制保険の2倍程度に留まっていた。ポリシェヴィキ政権は、このように低迷している自発的任意保険の誘致の代わりに保険賠償率の一層の引上げを決定した。それは、事実上任意保険への強制的加入を意味する。さらにそれは、財政の源泉となる保険料収入の上昇を試みていたポリシェヴィキ政権にとって有利な決定であった。

1927年末ソ連邦財務人民委員部はそれまでと異なるハイリスク・ハイリターンの積極的な保険政

(52) Пять лет государственного страхования в СССР. Москва. 1927. С. 29.

(53) Вестник государственного страхования. № 19. 1929. С. 58–61.

(54) デービスによれば、クラークと見なされることを恐れるのはすでに1927年から見られていた (R.W. Davies, *The Industrialization of Soviet Russia 1: The Socialist Offensive, The Collectivization of Soviet Agriculture, 1929–1930*, Cambridge, 1980, p. 250)。

(55) Беднота. 11 VII. 1929. С. 3.

第 12 表 ネット期における任意火災保険の状況

年	保険加入者数 (千)					保険金額 (百万)			
	建物		動産	計		建物	動産	計	1 農戸平均 (ルーブリ)
	千	%		千	%				
1923/24	184.3	1.0	-	-	1.0	43.0	-	-	233
1924/25 ¹⁾	759.3	4.0	-	-	4.0	248.2	-	-	327
1925/26	1,275.2	6.5	19.4	1,294.6	6.6	516.9	9.0	525.9	406
1926/27	1,611.2	8.1	204.2	1,815.4	9.1	793.1	56.2	849.3	468
1927/28 ¹⁾	1,933.2	9.9	285.7	2,218.9	11.4	1,056.0	68.4	1,122.4	506
1928/29 ¹⁾	1,634.3	7.5	417.2	2,051.5	9.4	782.6	94.4	877.0	428

出典：1. Страховой сборник. Вып. 2. Москва. С. 9-10. 2. Обзор деятельности Госстраха за 1927/28 операционный год. Москва. 1929. С. 14. 3. Обзор деятельности Госстраха за 1928/29 операционный год. Москва. 1931. С. 18.

策を打ち出した。すなわち、保険損害賠償率を 40%まで引き上げる意味を、改定前の状況を示している第 8 表と第 10 表に照らして考えると、それは、主に 40%以下であった保険価格 600 ルーブリ以上の大半の建物の保険損害賠償率が強制的に引き上げられることを意味している。ところが、ソ連邦全地域とすべての保険形態に対して保険基準額を引き上げること、住民の保険料を引き上げる⁽⁵⁶⁾ことになる。それが実現されると、1928-29 年度にすべての保険形態における保険料負担の上昇率は、次の第 13 表の通りに見込まれていた。

第 13 表 保険損害賠償率の引上げによる保険料負担の増加率

保険形態	1927/28 年度保険料 (千ルーブリ)	40%まで引き上げられたとき の増加分 (千ルーブリ)	増加率 (%)
火災保険	20,902.30	11,025.30	36.9
牛保険	30,515.20	5,544.00	18.2
馬保険	35,435.20	23,377.60	67.1
作物保険	19,001.50	831.6	4.4
計	114,854.20	41,175.20	35.8

出典：Вестник государственного страхования. № 5. 1928. С. 18.

このような保険賠償基準額の著しい引上げは、個々の地域においては農民に手に負えない負担になりえたが、他方火災保険から期待できる保険賠償金の大幅な増加をも同時に意味するものであった。どのような農民階層がより多く賠償されることになるのかを見ると、全体的に引き上げられることになるが、第 8 表と第 10 表で見られる改定前には賠償率が 20%または 10%に過ぎなかったより豊かな経営に対する保険損害賠償率は最低でも 40%まで引き上げられることになったため、中農や富農の階層からでも火災保険が高額の保険金を目当てに不正に利用されるリスクが広く作り出されることになった。

(56) Вестник государственного страхования. № 5. 1928. С. 18.

ところで、第1次5ヵ年計画を準備していた1927年12月の第15党大会と全く同じ時期にこの引上げの決定が行われたことは注目に値する。ポリシェヴィキ政権は、この改定を通じて第13表で見られるような多額の保険料収入の増加と急速な工業化の推進のための財源を拡充することを期待していた。任意火災保険の加入率の引上げを進めようとしていた同じ時期の政策にも保険料収入の増加を図ろうとする意図があった。それと同時に農民にはより高額な保険金の可能性を提供していた。当然ながら、このハイリスク・ハイリターンの改定は先述の第1表と第1図で見られる1927年と1928年における出火件数と放火件数のさらなる増加をもたらす結果となった。

1928/29年度タムボフ州ズナメンカ郷における保険損害賠償率の分布を事例として見ると、以下の第14表の通りである。

第14表 1928/29年度タムボフ州ズナメンカ郷における保険損害賠償率の分布

(ルーブリ, %)

実際の賠償率	評価額別農戸の数					評価額グループ別農戸の分布				
	300	300-600	600-1,000	1,000	計	300	300-600	600-1,000	1,000	計
~40	17	291	692	312	1,312	1.3	19.5	75.0	88.1	32.0
40-50	14	487	176	40	717	1.1	32.5	19.2	11.3	17.5
50-60	62	364	42	2	470	4.7	24.3	4.6	0.6	11.4
60-70	146	222	10	-	378	11.0	14.8	1.1	-	9.2
70-80	281	96	-	-	377	21.1	6.4	-	-	9.2
80-90	339	32	-	-	371	25.5	2.1	-	-	9.1
90	469	6	1	-	476	35.3	0.4	0.1	-	11.6
計	1,328 32.4%	1,498 36.5%	921 22.5%	354 8.7%	4,101	100%	100%	100%	100%	100%

出典：Бюллетень Росгосстраха. №2. 1929. С. 4.

第14表で見られるように、1928/29年度には、1927年10月の保険損害賠償率を一律40%以上に引き上げるという決定がまだ十分に実施されていなかったものの、すでに大きな変化が見られるようになった。まず、300ルーブリ以下の経営において80%以上の賠償率は6割を超え、70%以上の賠償率は8割を超えている。改定前の先述の第8表と第10表と比べると、当然ながら大きな引上げである。次の300-600ルーブリの農戸ではおよそ50%が50%以上の賠償率、20%の農戸が60%以上の賠償率を受けるようになった。ちなみに、600ルーブリ以下の農民経営が全体に占める割合はおよそ70%であった。当然ながら、改定決定の通りであれば、600ルーブリ以上の農戸でもすべての農戸に対して最低40%以上の賠償率が適用されることになるので、その分布はより底上げされる。すなわち、600-1,000ルーブリの農戸においても4分の1以上が40%以上の賠償率を、1,000ルーブリ以上でも12%の農戸が40%以上の賠償率を受けるようになった。

さらに、先述した過大評価の危険性を含む評価作業の問題点が保険賠償率の著しい引上げの状況の下で農村の出火率を高める危険性が一層高くなった。とりわけ、保険評価額が持続的に引き上げ

られていた状況下では（前述第6表と第7表を参照）その危険性は増していた。すなわち、火災保険対象の保険評価額は1924/25年度から持続的に上昇し、1928/29年度には1924/25年度の2倍まで跳ね上がっていた。これを背景にして、ソ連邦の様々な地域から、多額の保険金を目当てにする投機的放火が増加しているという報告が入った。たとえば、白ロシア、ニジニ・ノヴゴロド、トヴェーリ、ノヴゴロド、イヴァノヴォ・ヴォズネセンスクや他の地域などからである。カールガ州でも類似したケースが発生した。ある農民の建物が1,900ルーブリと評価され、強制保険と任意保険がかけられた。火事の後行われた再評価の結果、この農戸の全価値は400ルーブリに過ぎなかった。「表や計算の適用、数学的計算だけによって評価を機械的に行うことができる」という誤った見方が保険員の間だけでなく支部の中でも広く存在していた。⁽⁵⁷⁾

このような状況の下で農民は消火活動や防災活動に対して非常に消極的であった。⁽⁵⁸⁾ せどころかしばしば消火活動を妨害することも報告されていた。これは革命前の状況とほとんど同じであった。農村において消防隊は多くの場合存在すらせず、⁽⁵⁹⁾ 組織された場合でも自発的消防隊は大半は名ばかりのものであった。消防隊と防災設備が整備されていた都市とは著しい対照を成していた。たとえば、白ロシアではおよそ2,300の自発的消防隊と7万5,000人の消防隊員が数えられたが、全体的に実際の状況は非常にひどかった。非常に多くのものはただ「紙の上だけの」記録であった。⁽⁶⁰⁾ 消火栓などの防災設備の装備や、煙突などの定期的掃除などの防災活動を農民は非常にわずかしか実行していなかった。⁽⁶¹⁾

さらに、1928/29年度に強制保険の基本規則はさらに大きく見直された。最も重要な変化は、保険賠償金額を可能な限り引き上げたことと、固定基準から建物の価値による変動割合基準へ移行したことであった。そしてロシア国営保険管理庁は自らの5ヵ年計画案の中で強制保険によって時価の75%を賄うことを予定していた。トヴェーリ州で実際に1929年に75%の賠償が導入され、この州では追加保険の受付を取りやめ、事実上廃止された。⁽⁶²⁾

1.6 火災保険の収支

国営火災保険が発足する1921/22年度から火災保険の全体的収支を確認することができる。ネッブ期前半部における収支状況は、以下の第15表の通りである。火災保険の発足の1921/22年度から出火件数が急スピードで増加し、革命前の出火件数を早い時期からすでに上回ることになったの

(57) Вестник государственного страхования. № 19. 1929. С. 61–63.

(58) Alec Nove, *An Economic History of the U.S.S.R.*, Penguin Books, 1990, p. 107.

(59) Беднота. 5 VIII. 1926. С. 2.

(60) Вестник государственного страхования. № 15. 1929. С. 73.

(61) Беднота. 29 V. 1930. С. 3.

(62) Вестник государственного страхования. № 2. 1929. С. 46–48.

第 15 表 1921/22 年度から 1925/26 年度までの強制火災保険の収支

(百万ルーブリ)

年度	1921/22	1922/23	1923/24	1924/25	1925/26	計
強制保険	-0.1	+2.7	+ 6.5	+ 1.8	+ 8.0	+18.9
任意保険	+0.6	+2.9	+ 9.0	+19.9	+24.9	+53.3
再保険	+0.01	+0.1	+ 0.5	+ 0.8	+ 0.8	+ 2.2
計	+0.51	+5.7	+16.0	+22.5	+33.7	+78.41

出典：Финансовый отчет за 1925/26 операционный год. Москва. 1927. С. 81.

は先述の通りであるが、それにもかかわらず強制保険と任意保険が共に黒字を記録し、漸次的増加を示した。

次に、ネップ期後半の 1926/27 年度以降におけるソヴェト国営火災保険の強制保険と任意保険の収支状況を見ると、以下の第 16 表と第 17 表の通りである。

第 16 表 ネップ期における強制火災保険の収支 (1923-29 年)

(百万ルーブリ)

年度		1921/22-1925/26 ¹⁾	1925/26 ³⁾	1926/27 ²⁾	1927/28 ²⁾	1928/29 ³⁾
収 入	保険料	78.0	25.6	27.7	28.7	42.2
	利子と延滞利子	3.3	1.1	1.7	1.2	0.4
	その他		-	0.2	0.2	0.1
	赤字	-	-	-	-	-
	計	81.3	26.7	29.6	30.1	42.7
支 出	損害賠償	31.8 (40.8%)	11.1 (43.4%)	15.2 (54.9%)	16.0 (55.7%)	28.9 (68.5%)
	事務費用	20.9	7.3	4.9	4.7	5.2
	防災控除	0.1	-	3.3	0.1	-
	その他	9.5	0.3	0.1	-	0.1
	黒字	18.9	8.0	6.1	9.3	8.5
	計	81.3	26.7	29.6	30.1	42.7

出典：1. Пять лет государственного страхования в СССР. Москва. 1927. С. 147. 2. Обзор деятельности госстраха за 1927/28 операционный год. М., 1929. С. 47. 3. Обзор деятельности госстраха за 1928/29 операционный год. М., 1931. С. 34.

第 16 表でまず注目に値するのは、ネップ期全般において強制火災保険は、出火件数の激増の中でも一度も赤字に陥ったことがなかったことである。1928/29 年度には保険賠償率の引上げによって保険料収入が大幅に伸びたが、損害賠償額も上昇したため、黒字額は 1925/26 年度から 1927/28 年度の黒字額とほぼ同額であった。次に、保険料総額に占める損害賠償金総額の比率が非常に高いことが特徴的である。すなわち、1921/22-1925/26 年度に 40.8%、1925/26 年度に 43.4%、1926/27 年度に 54.9%、1927/28 年度に 55.7%、1928/29 年度に 68.5%へと漸次的に上昇を示した。このことは火事発生時における保険金支払いの拒否率が非常に低かったことを意味する（後述するように、この傾向は集団化期にも続いたが、1933 年度における保険政策の大転換以降に保険金の支払いは急減する）。

第 17 表 ネット期における任意火災保険の収支

(百万ルーブリ)

年		1921/22-1925/26 ¹⁾	1926/27 ²⁾	1927/28 ³⁾	1928/29 ⁴⁾
収入	余剰保険料残高	-	30.0	33.5	35.9
	保険料	126.0	60.9	65.2	63.8
	利子と延滞利子	8.3	6.8	7.1	4.8
	再保険から	0.05	0	0.04	-
	その他		-	0.5	0.3
	赤字	0	0	0	0
	計	134.3	98.3	106.4	104.8
支出	損害賠償	22.2 (17.6%)	18.4 (30.2%)	19.3 (29.6%)	27.1 (42.5%)
	再保険へ保険料	0.6	0.1	0.4	0.2
	事務費用	21.5	5.9	4.6	3.4
	報奨金		4.1	2.7	1.8
	防災	0.8	1.8	2.6	3.8
	翌年への余剰金	30.0	33.5	35.9	35.1
	その他	1.8	0.2	0.3	0.6
	黒字	57.3	33.7	40.5	33.0
計	134.3	98.3	106.4	104.8	

出典：1. Пять лет государственного страхования в СССР. Москва. 1927. С. 149. 2. Обзор деятельности госстраха за 1926/27 операционный год. М., 1928. С. 47. 3. Обзор деятельности госстраха за 1927/28 операционный год. М., 1929. С. 51. 4. Обзор деятельности госстраха за 1928/29 операционный год. М., 1931. С. 38.

さらに、支出項目の中で防災のためのものが非常に低いことも注目に値する。

一方、任意火災保険の保険加入率は 10%前後に低迷していたものの、上記の第 17 表で見られるように、強制保険の黒字額を大幅に上回る 3,300-4,000 万ルーブリであった。それに余剰金と利子を付け加えると、8,500 万ルーブリ前後になっていた。

上記の第 16 表と第 17 表で見られるように、強制保険からも任意保険からも、防災関連と出火抑制のための自発的消防隊や警察への報奨金向けに支出される金額はわずかなものに過ぎなかった。その代わりに、強制および任意火災保険からの黒字の大半は他の国営保険からの黒字と合算され、その合計のおよそ半分が国家の歳入として盛り込まれた。このような特徴はポリシェヴィキ政権の国営保険の最も重要な基本目標として、集団化期においても 1930 年代まで続いた。このことは、火災保険をはじめとする国営保険事業が、革命前のゼムストヴォ火災保険事業と全く同様に、農民経営への救済措置としてだけでなく、国家財政の確保の重要な源泉として位置づけられていたことを意味する。しかも、革命前には火災保険は規定上特別会計とされ、建前として黒字の一般会計への採用は禁止されていたが、ポリシェヴィキ政権下ではそのような禁止規定はそもそも存在せず、最初から国家財政の源泉として設定されていた。そのため、火災保険事業が黒字である限り、ポリシェヴィキ政権はハイリスク・ハイリターンの積極的保険政策を堅持し、出火件数および放火件数の急

増に対しても抑制的な対策を急がず、防災措置への支出についても消極的であったのである。

2 集団化期

2.1 1929年6月28日付労働国防会議のさらなる引上げの決定

1928/29年度に導入された保険賠償率の引上げ規定は、1929年6月28日付労働国防会議（CTO）の決定によってさらに改定されることになった。新规定によって、1929/30年度農民建造物の保険賠償額の基準が農戸の全体保険評価額に応じて次のように改められた。損害賠償率は、保険評価額が300ルーブリ未満の場合は評価額の80%、300-600ルーブリは70%、600-1,000ルーブリは60%、そして1,001ルーブリ以上は50%であった。それに1農戸の建物の総評価額が300ルーブリ未満のときには1928/29年度の基準が新基準を超える可能性があるが、その場合には前の基準を残す。次に、各農戸の総保険賠償額は3,000ルーブリを超えてはいけぬ。さらに、地域実行委員会の決定に従って、次の二つの州に上記の基準からの例外が認められた。中央黒土地域とザカフカス地域では600ルーブリ未満の場合に80%、600-1,000ルーブリの場合は70%、1,001ルーブリ以上は60%、そして上限は3,000ルーブリであった。まず、改定された新基準は、貧農と弱体な階層が所有する低い価値の建物が、富農やクラーク層が所有する高い価値の建物よりも一層高い賠償を受けることを保証していた⁽⁶³⁾。

この決定によって、それまで、ある村では家屋価格の40%の割合基準、他の村では固定建材基準（твердые построенные нормы）というふうに混在的に適用されていた建物賠償基準のシステムは、1929/30年度に上記の割合差等基準のシステムに取り換えられた。新规定の適用前には各地域において個別家屋の賠償は家屋価格の40%から100%まで変動していたが、1929/30年度には賠償額の規模によって4つのグループ（50、60、70、80%の賠償）に家屋が分けられた。最小限の家屋賠償額を50%に設定したのは、強制保険に入っているすべての農民建造物の保険賠償額規模を引き上げることを目的とするものであった。また、80%までを限度として賠償額を設定したのは、私的セクターの価格100%に保険をかけることを拒否し保険加入者の責任の一部を残すことを目的とするものであった⁽⁶⁴⁾。割合基準に基づいた建物の評価額に応じた保険賠償額を見ると、評価額が300ルーブリの場合は賠償率が80%であるので保険賠償額は240ルーブリ、310ルーブリの場合は70%の217ルーブリ、600ルーブリの場合は70%の420ルーブリ、610ルーブリの場合は60%の366ルーブリ、1,000ルーブリの場合は60%の600ルーブリ、1,020ルーブリの場合には50%の510ルーブリ⁽⁶⁵⁾、それ以上の1,500ルーブリの場合は50%の750ルーブリであった。

(63) Вестник государственного страхования. №4. 1930. С. 35-36.

(64) Бюллетень Росгосстраха. №2. 1929. С. 2.

(65) Бюллетень Росгосстраха. №2. 1929. С. 3.

評価額基準による賠償基準額の適用の際における賠償額の変動は、同時に保険料にも大きな変化をもたらした。具体的な事例としてタムボフ州ズナメンカ郷における評価価格と保険損害賠償率の分布を見ると、以下の第 18 表の通りである。

第 18 表 タムボフ州ズナメンカ郷における新規定による保険損害賠償率の変化

実際の賠償率(%)	農戸数	新規定による賠償率			
		50%	60%	70%	80%
～40	1,312	312	692	291	17
40-50	717	40	176	487	14
50-60	470	2	42	364	62
60-70	378	-	10	222	146
70-80	377	-	-	96	281
80-90	371	-	-	32	339
90	476	-	1	6	469
計	4,101	354 (8.6%)	921 (22.5%)	1,498 (36.5%)	1,328 (32.4%)

出典：Бюллетень Росгосстраха. № 2. 1929. С. 4.

第 18 表と改定前の第 14 表を比較してみると、300 ルーブリ未満の経営 1,328 経営 (32.4%) の賠償率は一律に 80%、300-600 ルーブリの経営 1,498 経営 (36.5%) に対する賠償率は一律に 70%、600-1,000 ルーブリの経営は一律に 60%、1,000 ルーブリ以上の経営は一律に 50%になった。1929 年の新規定によってほとんどの農民経営に対する賠償率が大幅に引き上げられる結果となったことが分かる。

農民階層別に具体的に見ると、階層別に若干異なる状況が看取される。まず 300 ルーブリ未満の経営の場合、1927 年の規定で賠償率が 80% 未満であった 520 経営は賠償率が 80% に引き上げられ、逆に 80% 以上の賠償率であった 808 経営は 80% に引き下げられる結果となった。それに対して、300-600 ルーブリの経営の場合、1927 年規定で賠償率が 70% 未満であった 1,364 経営が 70% に引き上げられ、逆に 70% 以上であった 134 経営が 70% に引き下げられた。次に、600-1,000 ルーブリの経営の場合、1927 年の規定で賠償率が 60% 未満であった 910 経営が 60% に引き上げられ、60% 以上であった 11 経営が 60% に引き下げられた。最後に、1,000 ルーブリ以上の経営の場合、賠償率が 50% 未満であった 312 経営が 50% に引き上げられ、50% 以上であった 2 経営が 50% に引き下げられた。こうして、600-1,000 ルーブリの経営と 1,000 ルーブリ以上の経営のほぼ 100% で大幅に賠償率が引き上げられるようになった。また 300-600 ルーブリの経営においても 90% 以上の経営に対して賠償率が引き上げられるようになった。上述したように、300 ルーブリ未満の経営に対して状況は若干複雑であった。60% 近くの農民に対して賠償率が引き下げられ、40% が引き上げられた。

ところで、上記の第 18 表は、タムボフ州ズナメンカ郷において 1927 年 10 月改定決定が部分的に

適用されていた 1928/29 年度（第 14 表）との比較の結果である。しかし、1927 年決定前の状況であるウクライナの第 8 表およびロシアの第 10 表と比較すると、その実質的变化の内容をより明らかにすることができる。すなわち、損害賠償率が 20%前後に過ぎなかった評価額 1,000 ループリ以上の農戸（全体のおよそ 20%）は 50%へ、30%前後であった評価額 600-1,000 ループリの農戸（全体のおよそ 30%）は 60%へ、40%前後であった評価額 300-600 ループリの農戸（全体のおよそ 30%）は 70%へと著しく引き上げられたことになる。このことは農民の立場からすると、受け取る保険賠償額が大幅に上昇すると同時に、負担しなければならない保険料がその分強制的に引き上げられたことを意味する。ある意味ではすべての農民経営が強制的に任意保険に加入させられたと言ってもよい。保険料負担の面から見ると、賠償率がそもそも 7 割以上であった評価額 150-300 ループリの農戸の場合には、賠償率の上昇分の少ない分保険料の上昇分も少なかった。賠償率がそもそも 8 割以上であった評価額 150 ループリ以下の農戸の場合には、賠償率が逆に引き下げられ、保険料の上昇分は皆無どころか減らされることもありえた。

実際にこの新しい基準が出火率を上げる要因とならないかという問題も導入の際に検討されたが、その可能性は極めて低いものと見なされ、否定された。さらに、その代わりに、「新基準のメリットは、農民に保険賠償額を引き上げることだけでなく、最も重要なことであるが、1,000 ないし 1,200 万ループリの追加の保険料の収入を確保することである。それをもって、貧農層のための免除を拡大することができる」とされた⁽⁶⁶⁾。このように、集団化の年である 1929/30 年度に新たに改定された保険賠償率の引上げは保険料の収入のさらなる向上を狙うハイリスク・ハイリターンの一層積極的な保険政策であった。この改定は、1928/29 年度の際に試みられていた富裕な農民層を対象とした任意保険の拡大方針から、一転して任意保険の廃止を伴った。しかしそれは、全面的集団化の開始と同時に進められた階級としてのクラークの絶滅政策を不可欠の背景としていた。すなわち、スターリンの率いるボリシェヴィキ政権は、クラークなどの富裕農民層の存続を前提とする任意保険を廃止する代わりに、強制保険の損害賠償率のさらなる引上げを通じて、任意保険の拡大によって期待されていた保険料収入の増加を確保できたのである。

ところで、ここで同時に次の点に注目しなければならない。以下の第 19 表に見られるように、火災保険対象建物の評価額が持続的に上昇し、1929/30 年度には 1924/25 年度の 3 倍に、前年度の 1928/29 年度に比べても 1.5 倍にも跳ね上がり、さらにその後 1931 年度と 1932 年度にも引き上げられた結果、1932 年度には 1928/29 年度のおよそ 2.5 倍までも跳ね上がったのである。

こうして、ボリシェヴィキ政権は、全面的集団化の時期に保険賠償率と保険評価額を一層引き上げることを通じて保険料の収入の莫大な増加を図っていたが、一方、農民にとっては、保険料の負担は著しく上昇したとはいえ、同時に期待できる保険損害賠償金も劇的に上昇したことをも意味し

(66) Вестник государственного страхования. № 4. 1930. С. 38.

第 19 表 集団化期における火災保険の加入者数、保険金額と保険料の推移

(人、ルーブリ)

年	保険加入者数 (百万)	保険金額		保険料	
		総額 (百万)	1 戸平均	総額 (百万)	1 戸平均
1928/29	21.9	6,529,6	298.2	48.1	2.20
1929/30	21.1	9,476,4	449.1	68.5	3.25
1931	18.4	9,351,4	508.2	80.1	4.35
1932	20.9	14,989,1	717.2	133.9	6.41
1933	-	16,779,2		217.8	
1934	20.7	23,627,6	1,141.4	298.1	14.40

出典：РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 29. Л. 81.

ていた。とりわけ全面的集団化とクラークの階級としての絶滅の政策がクラークをはじめとする富裕な農民層をターゲットとしていたので、賠償率の 50% 以上への引上げはこれらの階層における火事発生の可能性を高めることになった。さらに、賠償率が一律に引き上げられたため、火事発生の可能性はこの改定によって富裕な農民層だけでなく、中農も含むすべての農民に対して一層高まったと容易に推定できる。

1929/30 年度に導入されたこの規定は 1934 年まで適用された。⁽⁶⁷⁾ 保険賠償率を一層引き上げるといふ、この決定は、全面的集団化による農民社会内部の劇的な変化を背景として、出火件数と放火件数の劇的増加をもたらした。その規模はネップ期の水準をはるかに超えた。というのも、新しい割合基準の下で多くの場合保険賠償額の規模を建物の全額まで上げることができたからである。⁽⁶⁸⁾ 全面的集団化の過程でクラーク・富農だけでなくすべての農民層は経済的混乱と困難の中に置かれ、村を離れ都市などへの大量の移住をはじめることになる。移住する農民にとって、残される財産を処分し、現金化する最も簡単かつ素早い方法は保険金を受け取ることであった。

2.2 出火件数の動向

集団化期、すなわち、1929 年から 1932 年までの出火状況については、公刊資料では確認することはできない。その理由は、集団化の開始と同時にボリシェヴィキ政権は、検閲を通じて情報公開を制限するようになるが、その対象に出火状況も含まれていたからである。⁽⁶⁹⁾ 幸いに 1929 年から 1932 年までの体系的な非公刊資料は、公文書館で見ることができる。その出火件数の推移を見ると、以下の第 20 表の通りである。

(67) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 29. Л. 36–37.

(68) В. К. Райхер. Государственное страхование в СССР. Москва. 1938. С. 50–51.

(69) 集団化期における検閲強化については、浅岡善治「初期ソヴィエト検閲史料 (3) : 1931 年の『機密該当問題の一覧』」、『福島大学人間開発文化学類論集』, 第 17 号, 2013 年, 1–15 頁を参照。この検閲強化の結果、火事や火災保険関連の報告書や雑誌が廃刊された。

第 20 表 集団化期ソヴェト農村における出火件数の推移

年		1924	1929	1930	1931	1932	1929-32	1924-32
ロシア	件	66,014	114,504	92,773	64,383	66,129	335,780	757,832
	%	100	173.5	137.5	97.5	100.2		
ウクライナ	件	12,611	25,602	21,950	19,530	21,366	88,448	193,568
	%	100	203	174.1	188	169.4		
白ロシア	件	3,332	6,130	5,535	4,409	3,926	20,000	41,119
	%	100	184.0	166.1	132.3	117.8		
合計	件	81,957	146,236	118,258	88,322	91,412	444,228	992,519
	%	100	178.4	144.3	107.8	111.5		

出典：РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 1.

第 20 表でまず注目に値するのは、出火件数が革命前のピーク期をはるかに越えており、またネップ期に比べてすべての地域において、1929 年と 1930 年においてはその数が減るばかりかむしろ増加を示していたことである。次に、集団化の最中の 1931 年と 1932 年には全体的に減少を示していたが、減少であっても 1924 年の出火件数を比べると、ロシアではそれと同じレベルを保っており、ウクライナ共和国と白ロシア共和国ではそれをはるかに上回っていた。さらに、ソ連邦の中でもウクライナ共和国における集団化の全期間において最も高い出火件数を記録していたことは特記すべきである。

また、都市と農村における出火状況は、ネップ期と集団化期において相違が見られた。ロシアと白ロシア共和国では農村の出火割合が減少し、都市での出火件数が上昇した。ロシアでは、ネップ期における農村の割合は 91.5%であったが、集団化期では 80%にまで低下した。それに対して、ウクライナ共和国では逆に都市の出火件数は著しく減少し、農村の割合が高くなった⁽⁷⁰⁾。

次に、集団化期における人口 1 万人当たりの出火件数を表した出火率 (частотность пожаров) を革命前の時期およびネップ期と比較してみると、以下の第 21 表の通りである。

第 21 表 ロシア・ソヴェト農村における出火率の推移 (1895~1932 年)

(%)

	1895-99		1905-09		1924-28		1929	1930	1931	1932	1929-32	
	平均 件数	出火 率	平均 件数	出火 率	平均 件数	出火 率	出火率				平均 件数	出火 率
ロシア	39,946	6.6	59,180	8.2	83,534	10.0	12.7	9.9	7.3	6.4	83,223	9.04
ウクライナ	9,188	4.5	15,797	6.4	20,583	8.7	9.6	7.1	7.8	6.6	23,158	7.79
白ロシア	2,493	5.2	3,977	5.6	4,209	10.0	13.3	11.1	9.2	7.7	5,000	10.33
計	51,627	6.0	78,242	7.6	108,326	9.8	12	9.3	7.5	6.5	111,381	8.82

出典：РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 5.

(70) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 3-4.

第 21 表で見られるように、1929 年から 1932 年までの集団化期における年平均出火件数はネップ期の件数と比較すると、ロシアではほぼ同じ水準であるが、ウクライナ共和国と白ロシア共和国でははるかに上回っている。出火率の面においても革命前のピーク期である 1905-09 年を上回っており、ネップ期と比べても大きな差は見られない。ところが、年ごとの推移を見ると、1930 年まではネップ期と同じレベルを保っているが、1931 年と 1932 年には著しい低下が見られる。その主な理由としては、第 20 表で見られるように、出火件数が減少したことが挙げられるが、その他にも、集団化によるクラーク清算と農村人口の都市への移動に伴って農村における人口が著しく減少したことも重要な理由として指摘できる。

第 21 表の出火率のデータにはクラーク清算と脱農民化による農村人口の著しい減少が十分に反映されていない。最近の研究成果によって明らかにされた人口減少の詳しい局面を考慮に入れると、出火率は一層高くなり、1931 年と 1932 年においてもネップ期全般のそれと大きな相違は見られなくなる。最近の研究成果によると、まず、1930 年から 1933 年までの間に 500 万ないし 600 万の農民、100 万以上の農家がクラーク清算の直接の犠牲者になっていた。その内訳は、遠隔地への追放者が 210 万名、地区内への追放者が 200 万ないし 250 万名、自己清算した農民が 100 万ないし 125 万名である⁽⁷¹⁾。それに、クラーク以外にも多くの農民がこのとき農村を離れ、都市や工業地域などに移住した。急速な工業化のために工業労働者が必要であったため、農村からの移住はボリシェヴィキ政権によって黙認されていた。都市への移住者の推移を見ると、1928 年に 106 万名、1929 年に 139 万名、1930 年に 263 万名、1931 年に 410 万名、1932 年に 272 万名であった⁽⁷²⁾。当然ながら、これらの自己清算した経営や都市への移住経営が移住の際に火災保険を利用する可能性は極めて高かったことは容易に推定できる。上述したように、1929 年の保険賠償率の引上げによってはるかに高い保険金の取得が期待できるようになった状況の下ではなおさらであった。

地域的相違に関しては、まず 1929 年の状況を見ると、ウクライナと白ロシアの西部で最も高く、出火率は 19.8% を記録していた。次いで中央黒土地域で 19.0%、中央工業地域は 13.6%、ヴォルガ中流と下流地域がそれぞれ 14.9% と 12.0%、北部地域が 11.4%、そしてレニングラード地域が 14.3% を示し、ネップ期を大幅に上回っていた。低い出火率を示していたシベリア諸地域でさえネッ

(71) クラーク清算が本格化する前に多くの富裕な農民は積極的に自己清算したが、その際に放火が用いられていた (РГАЭ. Ф. 7486. ОП. 37. Д. 121. Л. 138)。

(72) R.W. Davies, M. Harrison & S.G. Wheatcroft eds. *The Economic Transformation of the Soviet Union, 1913-1945*, Cambridge, 1994, pp. 68-69. クリミンによると、1932 年下半期における南部穀物生産地域からの脱農民化の主な理由は差し迫った飢饉であることと、1932 年末のパスポート制の導入以降にも都市への移住は続いていたことが指摘された。さらに、彼によれば、全面的集団化の全期間に合計 1,200 万人の農民が都市へと移住した (И.И. Климин. Российское крестьянство в первый период сплошной коллективизации сельского хозяйства. 1930-1932 гг. Санкт-Петербург. 2011. С. 383-385)。

プ期に比べては高かった⁽⁷³⁾。1930 年前半期の農村では前年に比べて出火件数が 10% も増加した。地域別ではヴォルガ中流地域が 4 月 1 日までに 3,000 件、西部地域では 4,550 件、ニジニ・ノヴゴロド州では 5,300 件、中央黒土地域で第 1 四半期までに 4,500 件であったが、上半期には 7,200 件まで跳ね上がった。とりわけ 4 月と 5 月に非常に高い出火件数を記録した。その多くが大規模な火災であり、その損害額も莫大なものであった⁽⁷⁴⁾。さらに、1,000 戸当たりの出火件数で見ると出火率についての資料は、1929 年から 1932 年までの全期間における地域別数値を確認することができる。この出火率においても、西部地域が最も高く 1929 年と 1930 年に各々 9.8 と 8.5 を記録したが、1931 年と 1932 年は各々 6.4 と 4.2 であった。次いで中央黒土地域で各々 9.0, 8.3, 4.5, 5.8 であった。その他の地域においても上述の 1 万人当たりの平均出火率と同様の傾向を示した⁽⁷⁵⁾。

さらに、コルホーズ員（1930 年以降に形成されたコルホーズのメンバー）と個人農の出火状況を見ると、ソ連邦のすべての地域において例外なく、個人農における出火率がコルホーズ員におけるそれよりはるかに高かった。たとえば、西部地域では、1,000 戸当たりの出火件数が、コルホーズ員では 1931 年と 1932 年に 4.01 と 2.98 であったが、個人農ではそれぞれ 7.88 と 5.16 であった。中央黒土地域では、コルホーズ員で 4.19 と 5.19 であったが、個人農ではそれぞれ 4.78 と 6.08 であった。中央工業地域では、前者で 1.68 と 2.40 であったが、後者では 5.20 と 3.77 であった⁽⁷⁶⁾。ところで、ここで注意しなければならないのは、革命前やネップ期と異なって、集団化期以降にはコルホーズ員と個人農という農戸だけでなくコルホーズやソフホーズも法人として国営火災保険に加入することができたことである。コルホーズの建物は、1930 年の形成の時点から保険賠償率は 100% であった⁽⁷⁷⁾。後述の第 24 表と第 25 表で見られるように、コルホーズとソフホーズにおける出火件数は 1931 年の段階ですでにかなりの規模に達し、集団農場も国営火災保険を積極的に利用していたことが分かる。

2.3 出火の原因

はやくも 1929 年前半に放火を反ソヴェト分子（クラーク）による反社会的活動として位置づける動きが公に現われはじめた⁽⁷⁸⁾。さらに、同年後半になると、そのトーンはさらに高まった。「放火の 90% 以上が主に階級的敵対感と復讐に基づくものである。その際に、コルホーズとコルホーズ員の財産が特に多く放火された」、また「放火の多くの場合は農村の活動家、すなわち村ソヴェトの議長とメンバー、穀物調達活動家の家で発生した」と報道された。「たとえば、クラークがヤグル村に火

(73) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 7.

(74) Пожарное дело. 1930. №6. С. 28–29.

(75) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 7.

(76) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 9–10.

(77) В. К. Райхер. Государственное страхование в СССР. Москва. 1938. С. 50–51.

(78) Пожарное дело. №4. 1929. С. 2–3.

を付けた。その火事によって14戸が焼かれたが、その際に主に穀物調達を支援した委員会のメンバーが被害を受けた。トムスク管区ではクラークから余剰穀物を摘発した貧農積極分子に対する復讐から、クラークはミハイロヴォ村に火を付けたが、その結果300個の建物を有する52戸が全焼し、65頭の家畜が死に、大量の穀物を失った⁽⁷⁹⁾。

次に、集団化への大転換が公に宣言された後には、「農村における階級闘争は放火の数の増加に強く影響を与えた。放火による火事は農村における集団化、穀物生産性の向上、文化革命を妨げ、農村の社会主義的改造を困難にさせている」と決めつけられ、さらに「放火は農村のすべての貧農と中農に対する残酷なクラーク的テロルの手段となった」と宣言された⁽⁸⁰⁾。さらに、「党や政府の命令にもかかわらず、多くの執行委員会と村ソヴェトはクラーク行為を黙認し、クラーク・テロリストに対する頑固たる対応を取っていない。また多くの農村地域においては広範囲にわたる放火にもかかわらず、それとの闘争はほとんど行われておらず、防災前線は弱く全く空白の状態であった」と批判する記事が多くなった⁽⁸¹⁾。

ところで、国営保険管理庁によって集計された集団化期における出火件数の原因別分布を見ると、第22表の通りである。

第22表 集団化期における出火件数の原因別分布と推移（1929-32年）

年	放火		暖房		過失		穀物乾燥		その他		原因不明	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1929	49,368	34.9	39,294	27.7	14,660	10.3	11,159	7.9	7,776	5.5	19,304	13.7
1930	39,241	35.8	24,871	22.7	8,709	8.0	9,031	8.2	10,791	9.8	16,917	15.5
1931	17,142	23.8	14,640	20.3	7,428	10.3	4,845	6.8	12,698	17.6	15,298	21.2
1932	13,911	22.5	11,375	18.4	6,352	10.3	2,797	4.5	12,828	20.8	14,447	23.5
1929-32	119,662	31.1	90,180	23.4	37,149	9.7	27,862	7.2	44,094	11.4	65,966	17.2
1924-32	290,466	32.7	219,826	24.7	85,312	9.6	71,320	8.0	63,610	7.2	158,763	17.8

出典：РГАЭ. Ф. 7625. Оп. 3. Д. 32. Л. 46-47.

この表でまず注目すべきことは、放火の割合が1929年と1930年はネップ期の高い水準を保ったものの、1931年と1932年には著しく減少を見せていることである。ところが、「原因不明」の動向を見ると、逆に1931年と1932年に著しい上昇を見せている。両方を合わせて見ると、集団化期における放火の割合は、1929年から1932年までそれぞれ48.6%、51.3%、45.0%、46.0%となる。上記の表で見られるように、全体的出火件数の著しい減少と関連して、放火の件数もピークの1929年に比べて1931年にほぼ3分の1へ、1932年にはほぼ4分の1へと激減したものの、その割合の面においては大きな変動は見られなかった。

(79) Пожарное дело. №11. 1929. С. 25.

(80) Пожарное дело. №12. 1929. С. 25.

(81) Пожарное дело. №12. 1929. С. 25.

「その他」の割合が、ネップ期に比べて著しく上昇している。すなわち、ネップ期5年間の平均は3.9%であったが、集団化期では11.4%に上昇しており、さらに、その割合は集団化の全期間に上昇しつづけ、1929年の5.5%から1932年には20.8%まで跳ね上がった。残念ながら、史料上どのような理由によってこのような上昇が見られるようになったのかを確認することはできない。

地域別における火事発生原因の状況を見ると、第23表の通りである。

第23表 集団化期4年間における共和国別火事原因の分布（1929-32年）

共和国	年	放火		暖房		過失		穀物乾燥		その他		原因不明	
		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
ロシア ¹⁾	1929	31,887	28.7	34,352	31.0	12,541	11.3	10,709	9.7	5,935	5.3	15,514	14.0
	1930	24,134	28.6	22,340	26.5	6,982	8.3	8,291	9.8	8,912	10.6	13,596	16.2
	1931	11,924	21.3	12,679	22.6	6,014	10.7	4,548	8.1	9,799	17.5	11,115	19.8
	1932	9,823	19.9	10,257	20.8	5,450	11.1	2,749	7.6	10,367	21.0	10,689	19.6
	1929-32	77,768	25.9	79,628	26.5	30,987	10.3	26,297	8.8	35,013	11.6	50,914	16.9
ウクライナ ²⁾	1929	15,590	63.3	8,181	12.9	1,478	6.0	8	0.0	1,262	5.1	3,111	12.7
	1930	13,501	66.5	1,614	8.0	1,251	6.2	56	0.3	1,245	6.1	2,619	12.9
	1931	4,627	35.1	1,551	12.0	935	7.3	54	0.4	2,120	16.5	3,550	28.7
	1932	4,088	33.0	1,118	9.0	902	7.2	48	0.4	2,461	19.7	3,758	30.7
	1929-32	37,806	50.3	12,464	16.6	4,566	6.1	166	0.2	7,088	9.4	13,038	18.8
白ロシア ³⁾	1929	1,891	32.1	1,661	28.2	641	10.9	442	7.5	579	9.8	679	11.5
	1930	1,616	32.0	917	18.3	476	9.5	684	13.6	634	12.6	702	14.0
	1931	691	18.7	410	13.0	479	15.1	273	8.6	789	24.6	633	20.0
	1932	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1929-31	4,188	28.8	2,988	21.1	1,596	11.2	1,399	9.9	1,993	14.1	2,014	14.9

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 48-49. 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 50. 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 51.

第23表で見られるように、集団化期においてもウクライナにおける放火の割合が著しく高いことは変わらないが、とりわけ1931年と1932年にその割合は半減し、その分「原因不明」と「その他」の割合が高くなっている。ロシアと白ロシアにおいても変化は緩慢であるが、同様の現象が看取された。ウクライナにおいては、暖房設備の故障や不備に伴う火事の割合は、ネップ期と同様に、ロシアや白ロシアに比べて、ほぼ半分近く低かった。「その他」の割合の上昇は、三つの共和国に共通して見られるものであるが、上述したように、史料上その具体的な内容を確認することはできない。

ところで、ロシアの中でも火事発生原因の分布は、ネップ期と同様に地域によって大きな開きが見られていた。放火は中央黒土地域で最も高く48.3%、次いでヴォルガ下流地域と西部地域で各々37.5%と23.0%であった。ここでも原因不明を加えると、放火の割合はそれぞれ66.2%、51.9%、37.1%となった。

ネップ期と同様に、放火の割合が低かった北部、クリミア、バシキリア、カザフスタン、ウラル、レニングラードでは、とりわけ暖房設備の故障および不具合による火事の割合が高かった。とりわ

け、北部地域は70.0%と極めて高い割合を示し、それ以外はそれぞれ50.0%、35.7%、38.1%、29.8%、44.6%を示していた。⁽⁸²⁾なお、それ以外の火事発生の原因である「過失」「その他」に関しては、地域の差はほとんど見られなかった。

1929/30年度第1四半期における火事発生のもっと大きな原因は「放火」と「原因不明」で、全出火件数の43.3%を示していた。1928/29年度の同じ時期にそれは32.7%であった。最も高い出火率はとりわけ全面的集団化地区で看取された。高い損失率と戦うために、ソヴェト政権は次の施策を決定した。第1に、全面的集団化地区でクラーク経営に対するすべての農業保険の保険金の支払いを廃止する。第2に、すべての地域においてクラーク経営の財産の任意保険の受け入れを禁止する。第3に、私的企業や施設の建物の任意保険を廃止する。第4に、故意の火事と家畜の屠畜を防ぐために、1930年1月12日付州執行委員会の決定に基づいて違反者を刑事処罰に付すると同時に、保険金の支払いを完全に禁止する。第5に、食肉用に屠畜される場合には保険金の支払いを従来の60%から40%に引き下げる。⁽⁸³⁾

ところで、ここで指摘しなければならないことは、ネップ期はもちろん、集団化期においてさえ高い出火件数を示していた火事および放火は、当時ボリシェヴィキ政権が強調したいいわゆる階級闘争とはほとんど関係をもたなかったことである。上述したように、集団化の開始期に特に農村における多くの火事が、クラークによるものであり、階級闘争の一環として発生することに注意を促しており、その件数も増えていた。⁽⁸⁴⁾たとえば、「われわれは、残念ながら火事が犯罪分子と階級敵の手にある最もよい闘争手段となっていることも、理解しなければならない」、⁽⁸⁵⁾「全面的集団化はクラークの利害を損ねている。……クラークは、彼らに最も敵対的な社会的活動家、コルホーズの活動家と国家の活動家の財産の放火も広く行っている」⁽⁸⁶⁾と呼びかけていた。最も象徴的なことは、階級としてのクラークの絶滅を訴える扇動の中で語られた。「集団化以前の時期には、クラークは自らの財産をもち、利害関係を有していたため、階級闘争の手段としての放火は極めてまれにしか用いなかった。というのも、隣人の悲劇は彼の悲劇を意味したからである。現在、放火と破滅的な火事は、妨害活動の効率性においても最も安全な方法として、クラークとその手先にとって最も有効な闘争手段の一つになっている」⁽⁸⁷⁾。

しかしながら、その後のボリシェヴィキ政権の資料は、火事と放火が反ソヴェト活動と結びついた割合は非常に低かったことを明らかにしている。すなわち、同じ集団化の時期に行われた地域調

(82) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 32. Л. 56.

(83) Вестник государственного страхования. №4. 1930. С. 31.

(84) Беднота. 16 X. 1929. С. 2.

(85) Пожарное дело. №1. 1930. С. 4.

(86) Пожарное дело. №2. 1930. С. 2.

(87) Пожарное дело. №3. 1930. С. 3.

第 24 表 1931 年における放火中の階級対立

(件)

		放火				放火計	火事計
		本人	他人	階級対立			
ロシア	ソフホーズ	-	29	-		29	49
	コルホーズ	20	1,518	248		1,786	4,945
	コルホーズ員	90	4,523	419		5,032	21,001
	その他団体	3	263	28		294	1,143
	個人農	175	1,810	246		2,231	33,668
	計	団体	23	6,449	276	941	6,748
	個別経営	265	10,972	665	(1.50%)	11,902	54,669
ウクライナ	ソフホーズ	-	10	5		15	23
	コルホーズ	6	685	521		1,212	1,149
	コルホーズ員	73	1,551	351		1,975	4,193
	その他団体	-	65	22		87	235
	個人農	146	2,319	189		2,654	7,080
	計	団体	6	760	348	888	1,114
	個別経営	219	3,870	540	(7.00%)	4,629	11,273
白ロシア	ソフホーズ	-	2	-		2	6
	コルホーズ	4	167	57		228	603
	コルホーズ員	1	75	14		90	606
	その他団体	16	24	6		46	38
	個人農	34	406	26		466	2,558
	計	団体	20	193	63	103	276
	個別経営	35	481	40	(2.70%)	556	3,164

出典：РГАЭ. Ф. 7625. Оп. 2. Д. 76. Л. 23-24.

査に基づいて作成された非公刊のアルヒーフ資料（第 24 表）によれば、1928 年から 1932 年にかけて生じた放火の中で階級闘争の性格を帯びているものは非常にわずかであった。1931 年にロシアでは 5%、白ロシアでは 12.4%、ウクライナでは 15.5%であった。この時期に放火はコルホーズ員や個人農によるものがより大きい割合を占めていたが、コルホーズなどの集団農場による放火も存在していた。なお、集団農場やコルホーズ員による放火を除いた個人農による放火の割合はさらに少なかった。1931 年にロシアでは 246 件、白ロシアでは 26 件、ウクライナでは 189 件で、合計 461 件に過ぎなかった。

集団化期においても前のネップ期と同様に、火事発生時における保険金支払いが拒否される割合は極めて低かった。後述する保険料総額に占める保険賠償金総額の割合が非常に高く、ネップ期とほとんど変わっていないことから確認できる（第 25 表を参照）。このことは放火に対する刑事処罰のケースが同様に少なかったことを意味した。裁判にかけられ刑事処罰を受けることになった場合でも、処罰の重度は依然として相対的に軽かった。革命前にも保険金の支払い拒否率と処罰率が極めて低かったために、農民の内部には火事や放火が起こっても処罰されることはないというメンタリ

ティが形成され、そのメンタリティが出火件数の増加を後押しする重要な要因となっていた。この傾向は、ポリシェヴィキ政権下のソヴェト農村においても集団化期においても大きな変化は見られなかった。この状況は、農村からスターリンをはじめとするポリシェヴィキ政権の中央部に送られた秘密警察（ОГПУ）の大半の報告書の中で、火事や放火がクラークやそれに同調する農民による反ソヴェト運動やテロル行為として報告されていたこととは際立った対照をなすものであった。⁽⁸⁸⁾ 現地からの数多くの報告にもかかわらずスターリンをはじめとするポリシェヴィキ政権が対策を急がず傍観していた主な理由は、火事および放火の大半が日常的経済的理由によって発生していたことを認識していたからであろう。

なお、全面的集団化期におけるこのような寛大な保険政策は、火災保険だけでなく、家畜保険や作物保険でも同様に見られた。家畜保険と作物保険における損害賠償率は火災保険のそれをはるかに超えるものとして、大きな赤字をもたらすほどであった。この寛大な保険政策は激しい強制的全面的集団化と同時に並行していたが、集団化の最中である 1931 年には理由を問わず無条件に保険賠償を行うという趣旨の通達さえ出されていた。⁽⁸⁹⁾ このように、集団化という劇的な変化と混乱の中でもソヴェト農民は、国営火災保険制度をはじめとする国営保険の諸制度の中でネップ期と同様に抜け道を見出しつづけた。しかし、過酷な全面的集団化と著しく奇妙な対照をなしていた国営保険政策は、次の章で考察するように、1933 年 3 月 8 日付ソヴェト共産党中央委員会の決定によって大転換を迎えることになった。

2.4 火災保険の収支

集団化期における火災保険の収支状況を見ると、第 25 表の通りである。

全面的集団化期における保険料総額に占める損害賠償額の割合はネップ期と同様に非常に高かった。形成されはじめたばかりのコルホーズに対しては賠償額が保険料総額を大幅に上回っていた。コルホーズにおける高い損失率の主な原因は、コルホーズに対するより有利な保険料率とコルホーズ員や個人農に比べてはるかに高い保険金額であった。それに対して、コルホーズ員と個人農に対する賠償額の割合は漸次的に低下し、8 割から 4 割までになった。全体的に賠償額の割合は減少したものの、先述の通り、保険金額が大幅に引き上げられ、それに伴い保険料も大幅に上昇したため、保険料総額と賠償額との間の差額は著しく大きくなった。当然ながら、以下の第 26 表で見られるように、その結果は黒字額の上昇であった。

(88) 秘密警察（ОГПУ）の報告書は様々な史料集の中で確認できる。代表的なものとしては、Документы свидетельствуют. М., 1989; Трагедия советской деревни. Коллективизация и раскулачивание. Документы и материалы. 1927–1939. Том 1–5. Москва. 2000–2006; Советская деревня глазами ВЧК–ОГПУ–НКВД. 1918–1939. Том 1–4. Москва. 1998–2012.

(89) Правда. Март 27. 1933.

第 25 表 第 2 次世界大戦期における火災保険の保険料と損害賠償額

(千ルーブリ)

年	1929/30 ¹⁾			1930 年 10-12 月 ²⁾			1931 ³⁾			1932 ⁴⁾		
	保険料	賠償	%	保険料	賠償	%	保険料	賠償	%	保険料	賠償	%
コルホーズ	1,126	1,398	124.2	1,351	910	67.4	3,578	13,118	366.6	7,541	14,877	197.3
コルホーズ員	55,859	45,027	80.6	12,444	4,621	37.1	80,219	42,596	53.1	112,525	48,521	43.1
個人農												
計	56,985	46,425	81.5	13,795	5,531	40.1	83,797	55,714	66.5	120,066	63,398	52.8

出典：1. Финансовые отчеты госстраха за 1929/30 г. и за особый квартал 1930 г. М., 1932. С. 15. 2. Финансовые отчеты госстраха за 1929/30 г. и за особый квартал 1930 г. М., 1932. С. 47-48. 3. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 9. Д. 240. Л. 17-19. 4. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 10. Д. 358. Л. 9.

第 26 表 農民経営の形態別に見る火災保険の収支

(千ルーブリ)

		1929/30 ¹⁾	1930 年 10-12 月 ²⁾	1931 ³⁾	1932 ⁴⁾
農村	コルホーズ	- 262	- 441	-10,412	- 8,117
	個人農	+5,852	+7,782	+22,784	+61,083
	計	+5,590	+7,382	+12,372	+52,966
都市	コルホーズ				
	個人	+ 844	+ 811	+ 3,444	+ 9,478
	計	+ 844	+ 811	+ 3,444	+ 9,478
計		+6,434	+8,193	+15,816	+62,444

出典：1. Финансовые отчеты госстраха за 1929/30 г. и за особый квартал 1930 г. М., 1932. С. 16.
2. Финансовые отчеты госстраха за 1929/30 г. и за особый квартал 1930 г. М., 1932. С. 48. 3. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 9. Д. 240. Л. 22. 4. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 10. Д. 358. Л. 11.

第 26 表でまず注目に値するのは、集団化の全期間にわたって、火災保険は赤字に陥ることなく、持続的な黒字を記録したことである。1929/30 年度、1930 年特別四半期、1931 年度は黒字を記録したが、1932 年にはとりわけ黒字の幅が急増し、1931 年度の 4 倍、1929/30 年度のおよそ 10 倍を記録した。次に、コルホーズに対する火災保険の収支は集団化の全期間に赤字を被ったが、個人農の経営は持続的な黒字を記録していた。任意火災保険からの大幅な黒字を見せていたネップ期に比べると 1932 年度を除いては大幅に下回っていたが、強制火災保険だけを比較すると、ネップ期に劣る規模ではなかった。

3 1930 年代における火事と火災保険

3.1 保険政策の大転換：1933 年 3 月 8 日付ソヴェト共産党中央委員会の決定

ネップ期に実施されていたボリシェヴィキ政権の保険政策は、農村全面的集団化の全期間においても基本的に大きな変化なしに継続していたが、1933 年 3 月 8 日に開かれたソヴェト共産党中央委員会は、これまで続いてきた保険事業における異常な状態を指摘しながら、国营保険の組織と活動

を根本的に変更することを決定した。⁽⁹⁰⁾この決定は、それまでほとんど問題にならなかった農村の保険事業における異常を摘発し、断罪した。また異常事態の階級的分析を行い、その政治的意味を明らかにしようとした。その背景には第1次5ヵ年計画が完了した1933年初頭までに集団化はほぼ完成に向かいつつあるという認識があった。⁽⁹¹⁾その決定は、クラークが保険事業のあらゆる欠陥を自らの反革命的目的のためにどのように利用したかを明らかにした。「拙劣な経営、過度な使用、直接的な妨害行為の結果として生じる家畜、播種、財産の損害に関するソヴェト国家への欺瞞によって保険金を受け取ろうとする試みに刑事責任を問う」という指令が出されるに至った。⁽⁹²⁾

1933年3月28日、ソ連邦人民委員会議による見直しの結果、強制保険についての新しい規則が承認された。⁽⁹³⁾次いで同年7月17日、ソ連邦人民委員会議は1934年のための強制保険についての法を制定した。そこでは、1934年における強制保険の計画と全体条件（保険保障額、保険料率、保険料減免など）が定められた。⁽⁹⁴⁾これを受け、中央委員会は保険事業の実際の状況について各レベルのすべての組織（党中央委員会、管区委員会、州委員会、地区委員会）に本格的な審査を行うことを命令した。この中央委員会の決定に従って、全ソ連邦レベルでの保険事業の抜き打ち審査が実施された。⁽⁹⁵⁾保険事業において決定的な役割を果たしたのは、1933年7月1日から9月15日まで続いた全ソ連邦の抜き打ち審査であった。⁽⁹⁶⁾それには党、労働組合、コムソモール組織の積極的な参加が呼びかけられ、⁽⁹⁷⁾審査はその後数回にわたって実施された。

この決定は、主として集団化期の国営保険事業に多大な損失をもたらすことになった家畜保険と作物保険に関するものであったが、火災保険にも少なからぬ影響を及ぼすことになった。この保守的な保険政策は1930年代を経て、基本的に第2次世界大戦期まで続いた。

3.2 出火件数の動向

集団化以降の1930年代のソ連邦農村における出火動向を見ると、以下の第27表の通りである。この表で注目しているのは、まずソ連邦全体における出火件数が前のネップ期と集団化期に比べて減少していることである。1930年代の全般的な出火件数の減少には、上記の1933年3月決定によって国営保険に対する統制と審査の強化が大きな影響を及ぼした。ところが、1930年代の出火件

(90) Правда. Март 27. 1933; РГАСПИ. Ф. 17. ОП. 3. Д. 918. П22/25. Л. 41–42.

(91) И.И. Климин. Российское крестьянство в первый период сплошной коллективизации сельского хозяйства (1930–1932 гг.). Санкт-Петербург. 2011. С. 382–383.

(92) В. К. Райхер. Государственное страхование в СССР. М., 1936. С. 64–65.

(93) Собр. Зак. СССР. 1933. № 34. С. 201–206.

(94) Собр. Зак. СССР. 1933. № 46. С. 272 ; Собр. Зак. СССР. 1934. № 38. С. 308.

(95) В. К. Райхер. Государственное страхование в СССР. М., 1936. С. 64–65.

(96) Экономическая жизнь. 3 Нояб. 1933. № 254.

(97) В. К. Райхер. Государственное страхование в СССР. М., 1936. С. 66.

第 27 表 1933-40 年のソ連邦における出火件数

年	1933 ¹⁾	1934 ²⁾	1935 ³⁾	1936	1937 ⁶⁾	1938 ⁷⁾	1939 ⁷⁾	1940 ⁸⁾
都市	19,380 20.60%	9,573 11.50%	10,376 13.10%	N.a.	3,544 5.40%	8,956 10.30%	6,858 9.80%	9,250 13.20%
農村	74,665 79.40%	73,598 88.50%	68,732 86.90%	59,364 ⁴⁾	62,419 94.60%	78,303 89.70%	63,309 90.20%	61,019 86.80%
計	94,045	83,171	79,108	60,962 ⁵⁾	65,963	87,259	70,167	70,269

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 28. Л. 4-8. 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 28. Л. 33-38. 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 5. Д. 48. Л. 2-3. 4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 78. Л. 40. 5. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 14. Д. 27. Л. 85. 6. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 14. Д. 26. Л. 15-16. 7. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 14. Д. 27. Л. 38. 8. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 14. Д. 25. Л. 12-13.

数はネップ期や集団化期に比べては少なくなったとはいえ、革命前のピーク期の水準を依然として上回るものであった（第 1 図を参照）。

次に、出火場所も依然として農村が大半を占め、以前のネップ期や集団化期と同様に、9 割前後が農村で発生していた。1930 年代にはとりわけ都市化が進み、革命前やネップ期と違って、住宅問題や過剰人口問題が深刻化していたにもかかわらず、出火場所に大きな相違は生まれなかった。その中で大飢饉の 1933 年にだけ都市における出火件数が急増したことは注目に値する。さらに、地域別に見ると、バルト地域では農村の火事は少なく、都市での火事が圧倒的に多く、中央アジア諸国では全体的にロシアやウクライナ共和国などに比べては火事そのものが少なかった。

1930 年代全般にかけて出火件数に急激な変化が見られなかったが、その主な理由の一つは、保険評価額がコルホーズに対しては上昇し、コルホーズ員と個人農および都市住民の建物に対してはほとんど変動がないことであった。その具体的な状況は第 28 表の通りである。

第 28 表 1930 年代における強制火災保険の状況

(人, ルーブリ)

年	火災保険加入者 ¹⁾			平均保険金額 ²⁾			平均保険料 ³⁾		
	コルホーズ	農村住民 (千)	都市住民 (千)	コルホーズ	農村住民	都市住民	コルホーズ	農村住民	都市住民
1933	N.a.	N.a.	N.a.	N.a.	N.a.	N.a.	N.a.	N.a.	N.a.
1934	N.a.	19,822	1,977	20,741	1,057	2,523	N.a.	15	24
1935	242,200	19,133	N.a.	26,308	1,141	N.a.	138	15	N.a.
1936	239,699	18,881	2,212	41,539	1,198	2,606	173	15	24
1937	240,253	18,446	2,404	60,343	1,204	2,594	278	15	24
1938	242,825	18,902	2,567	64,689	1,219	2,603	413	15	24
1939	239,350	18,828	3,167	94,045	1,495	2,498	429	18	23
1940	236,570	21,480	3,723	110,342	2,030	4,716	596	20	25

出典：1. РГАЭ Ф. 7625. ОП. 20. Д. 511. Л. 4. 2. РГАЭ Ф. 7625. ОП. 20. Д. 511. Л. 6. 3. РГАЭ Ф. 7625. ОП. 20. Д. 511. Л. 9.

第 28 表に見られるように、1930 年代全般において農村住民と都市住民に対する平均保険金額に

ほとんど変動はなかった。それに伴って平均保険料の負担もほとんど変化しなかった。このように、ボリシェヴィキ政権は1933年以降ローリスク・ローリターンの保守的な保険政策を取り、それは出火件数の増加を抑制する効果をもっていた。

ところで、出火件数は保守的保険政策と大粛清の下でも急激な減少を見せず、高止まりを続けていた。その主な理由として、まず1934年以降新たに改定された保険賠償率のさらなる引上げが挙げられる。すなわち、1934年にコルホーズ員、労働者や役人の建物は保険評価額の100%で保険に掛けられることになり、個人農、手工業者の建物は時価の90%になった。クラーク経営に属する建物、家畜と穀物の保険は廃止された。⁽⁹⁸⁾さらに、1936年には農村でも都市でもすべての建物は評価額の100%に保険が掛けられ、クラーク経営の保険も復活した。コルホーズの建物は、1930年の建設の時点から保険賠償率は100%であった。⁽⁹⁹⁾これらの改定は、全面的集団化の完成による農村内部における階級分化の消滅を想定したものであったが、農民経営にとって100%の賠償率は非常に魅力的なものであった。さらに、1933年の国内移動の厳しい制限によって一時的低下を余儀なくされていた都市への移住が、1934年から再び活発になったことも重要な背景の一つであった。1930年代に脱農民化し都市に定住した農民の数を見ると、1933年には777万人、1934年に245万名、1935年に255万名であった。⁽¹⁰⁰⁾都市への移住者が最も多かった全面的集団化の時期に劣らない大規模な移動が1930年代全般にわたって続いていた。⁽¹⁰¹⁾

3.3 出火の原因

1933-40年における火事発生原因の分布は、以下の第29表の通りである。

第29表でまず注目に値するのは、放火と「その他・原因不明」の割合が前の時期よりはるかに高いことである。特に大飢饉の1933年と翌年の1934年に放火の割合は激増し、放火が多く含まれている「原因不明」と合わせると、半分以上になっている。放火は1935年から1937年にかけて漸次的減少を示したものの、依然として4-5割ほどの高い割合を示していた。この高い放火率は前の時期と異なる統制と審査の強化の下で見られていたものであるため、特徴的である。1938年から1940年にかけてはかなりの減少が看取されたが、それは、1938年に見直された、一層強化された保守的保険政策の結果であった。すなわち、1938年にボリシェヴィキ政権は保険金額を大幅に引き上げ、保険料収入の向上を図る一方、統制と審査の強化を継続し、損害賠償額を抑制しようとしていた。

(98) РГАЭ. Ф. 7625. Оп. 6. Д. 29. Л. 36-37.

(99) В. К. Райхер. Государственное страхование в СССР. Москва. 1938. С. 50-51.

(100) R.W. Davies, M. Harrison & S.G. Wheatcroft eds. *The Economic Transformation of the Soviet Union, 1913-1945*, Cambridge, 1994, p. 69.

(101) 1926年から1939年まで都市人口は2,600万名から5,600万名まで増加したが、その75%以上は農村から都市への移住によるものであった (R.W. Davies, M. Harrison & S.G. Wheatcroft eds. *The Economic Transformation of the Soviet Union, 1913-1945*, Cambridge, 1994, p. 88)。

第 29 表 1933-40 年ソ連邦農村における火事発生原因

(件, %)

年	生産 関連	不注意	設備の 故障	放火			その他・原因不明		計		
				階級対立	その他	割合	件数	割合			
1933 ¹⁾	8,039		15,149	2,160	2.9	24,639	35.9	26,624	35.7	74,665	
1934 ²⁾	442	10,636	12,560	1,043	1.4	23,282	33.1	25,635	34.8	73,598	
1935 ³⁾	312	12,182	12,297	496	0.7	19,764	29.5	23,656	34.4	68,732	
1936 ⁴⁾	207	10,807	7,362	110	0.2	10,039	22.6	7,767	8,431	36.1	44,923
1937 ⁵⁾	1,883	18,811	13,557	16,366			25.4	5,443	5,677	17.8	62,419
1938 ⁶⁾	2,464	13,639	11,656	12,655			17.1	33,488	45.3	73,902	
1939 ⁶⁾	2,347	12,093	10,604	10,794			17.4	17,968	8,403	13.5	62,209
1940 ⁶⁾	1,784	9,572	8,822	7,875			15.2	15,432	8,463	16.3	51,948

出典：1. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 28. Л. 4. 2. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 28. Л. 38. 3. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 5. Д. 48. Л. 2. 4. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 81. Л. 83 (ロシア) . 5. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 14. Д. 26. Л. 16. 6. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 10. Д. 103. Л. 11 (PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 14. Д. 25. Л. 18).

第 30 表 1930 年代ソ連邦農村における階級対立による放火の内訳

(件, %)

	1933 年 ¹⁾					1934 年 ²⁾				
	団体			個人の 放火	計	団体			個人の 放火	計
	コルホ ーズの 放火	他団体 の放火	割合			コルホ ーズの 放火	他団体 の放火	割合		
ソ連邦	532	58	27.3	1,570	2,160	225	30	24.4	788	1,043
ロシア	347	42	31.4	849	1,238	131	26	27.9	406	563
ウクライナ	123	8	19.5	540	671	56	3	14.4	351	410
白ロシア	61	8	27.6	181	250	37	0	54.4	31	68
1936 年 ³⁾				放火			放火計	火事計		
				階級対立		その他				
ロシア	コルホーズ			37	0.36	1,236	1,273	10,081		
	コルホーズ員			66	0.22	7,743	7,809	30,229		
	国家・協同組合組織			4	0.37	112	116	1,077		
	個人農			3	0.08	918	921	3,600		
	計			110	0.24	10,009	10,119	44,987		

出典：1. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 28. Л. 1-4. 2. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 28. Л. 35-38. 3. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 81. Л. 79-83.

次に、放火の中に占める階級対立による放火の割合は、集団化期と同様に非常に低かった。放火の割合がとりわけ高かったウクライナ共和国の農村においても階級対立を原因とする放火の割合は他の地域に比べて高かったが、全体に占める割合はやはり非常に低かった。

さらに、第 30 表に見られるように、階級対立による放火の中には、1931 年の場合と同様に、コルホーズやコルホーズ以外の社会団体によるものがかなりの割合を占めている。次に、個人の場合

でも 1931 年の資料から見られるようにコルホーズ員と個人農による放火が含まれていたが、1936 年の資料から見ると、半分以上がコルホーズ員によるものであったため、個人農による放火が全体の放火件数に占める割合は極めて低かった。

第 30 表に見られるように、1936 年には逆にコルホーズとコルホーズ員による放火がより多くなっていた。その主な理由は全面的集団化の進行に伴い、個人農の割合が急減したからである。

上述の 1933 年 3 月 8 日付決定は保険事業に対する厳しい統制と審査を伴っていたため、火災保険の損害賠償の状況にも影響を及ぼすことになった。とりわけ保険金支払いの拒否の割合が増加を見せた。具体的状況は第 31 表の通りである。1934 年から 1936 年までにおける火災保険の拒否率を見ると、コルホーズの場合には 3 年とも 10% 前後、コルホーズ員の場合には 3% 前後、個人農は 6% 強を記録していた。次に、1938 年における火災保険の保険金支払い拒否率はコルホーズと個人農において各々 10.8% と 4.5% であり、1939 年にはコルホーズと個人農において各々 6.6% と 3.8%、1940 年には 7.7% と 4.1% であった。1939 年と 1940 年にコルホーズに対する拒否率が若干下がっただけで、1930 年代全体として類似した状況が続いていた。この拒否率は同じ時期に 20% 前後の⁽¹⁰²⁾高い拒否率を示していた家畜保険に比べると相対的に低い割合であった。

第 31 表 1930 年代ソ連邦火災保険の農村における保険金支払いの拒否額と割合

(千ルーブリ)

年	1933	1934 ¹⁾	1935 ²⁾	1936 ³⁾	1937	1938 ⁴⁾	1939 ⁵⁾	1940 ⁵⁾
コルホーズ	N.a.	1,748 10.5%	1,914 11.2%	1,325 9.8%	N.a.	10.8%	6.6%	7.7%
コルホーズ員		1,622 3.2%	1,884 3.6%	1,834 2.7%		4.5%	3.8%	4.1%
個人農		1,640 6.0%	925 6.6%	551 6.4%				

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 22. Л. 63. 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 5. Д. 33. Л. 3-5. 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 44. Л. 4. 4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 14. Д. 26. Л. 26. 5. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 10. Д. 103. Л. 21.

ところで、1933 年 3 月決定以降火災保険における保険金支払いの拒否率は、保険金支払いの拒否がほとんど見受けられなかったネップ期と集団化期よりははるかに高かった⁽¹⁰³⁾。その直接的結果は、後述する保険料総額に占める損害賠償金総額の割合の急激な低下であった（第 32 表を参照）。さらに、火災保険における損害賠償金の割合は、1933 年 3 月 8 日付決定が主に対象としていた家畜保険

(102) Государственное страхование в РСФСР. 1935–1939 гг., Москва. 1940. С. 88.

(103) とところで、1930 年代における特殊な状況としては、保険金支払いの拒否だけでなく、保険事業に対する厳しい監査と審査の過程で不正が見つけれられた場合、浄化（чистка）をも伴う厳しい処罰と罰金が科されていたため、災害が起こっても保険金の支払いを申請さえしないケースが多くなったことに注目しなければならない。ところが、そのほとんどは家畜保険絡みのものであった。

や作物保険のそれをはるかに下回るものであった。⁽¹⁰⁴⁾このことは、1933年3月決定が、家畜保険や作物保険に対してだけでなく、実質的には火災保険においても徹底していたことを意味する。

3.4 火災保険の収支

1930年代火災保険の収支状況は、主な収入源である保険料総額と主な支出先である損害賠償金総額によって見る事ができる。というのも、他の収入項目も支出項目も大きな金額を占めていないからである。具体的な状況を見ると、以下の第32表の通りである。

第32表 1930年代における火災保険の保険料と損害賠償額

(千ルーブリ)

年	1932 ¹⁾			1933 ²⁾			1934 ³⁾		
	保険料	賠償	%	保険料	賠償	%	保険料	賠償	%
コルホーズ	7,541	14,877	197.0	15,503	9,136	58.9	28,726	17,430	61.0
コルホーズ員	112,525	48,521	43.0	230,718	43,305	18.8	131,553	50,153	21.1
個人農							105,409	27,334	26.0
計	120,066	63,398	52.8	246,221	52,441	21.3	265,688	94,917	35.7
年	1935 ⁴⁾			1936 ⁵⁾			1937 ⁶⁾		
	保険料	賠償	%	保険料	賠償	%	保険料	賠償	%
コルホーズ	25,464	17,885	70.0	32,508	27,162	83.6	50,011	26,949	53.9
コルホーズ員	154,917	52,074	33.6	230,725	75,184	32.6	226,163	55,452	24.5
個人農	114,126	13,760	12.1	23,676	7,977	33.7	18,994	4,282	22.5
計	294,507	83,719	28.4	286,909	110,323	38.5	295,168	86,683	29.4
年	1938 ⁷⁾			1939 ⁸⁾			1940 ⁹⁾		
	保険料	賠償	%	保険料	賠償	%	保険料	賠償	%
コルホーズ	95,114	38,041	40.0	95,868	26,386	27.5	135,636	30,413	22.4
コルホーズ員	267,183	77,889	29.2	285,924	64,624	22.6	446,057	57,911	13.0
個人農	22,199	5,065	22.8	18,496	2,892	15.6	50,597	8,977	17.7
計	384,496	120,995	31.5	400,288	93,902	23.5	632,290	97,301	15.4

出典：1. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 10. Д. 358. Л. 9. 2. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 11. Д. 507. Л. 49-52. 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 31. Л. 18. 4. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 13. Д. 622. Л. 103. 5. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 160. Л. 48. 6. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 160. Л. 48. 7. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 159. Л. 87. 8. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 10. Д. 172. Л. 20. 9. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 10. Д. 172. Л. 20.

上記の表で確認できる1930年代の最も大きな特徴は、以前のネップ期と集団化期に比べて、保険料総額に占める損害賠償金総額の割合が著しく低くなっていることである。特に、1933年には、それまでの寛大な保険政策を厳しく批判するソ連邦共産党中央委員会の決定が採択され、とりわけこの1933年に賠償率が前年度に比べて激減している。この年、穀物生産地帯を中心として大飢饉が発生していたが、全面的集団化の時期に大半の農民にとって抜け道となっていた賠償金の激減が

(104) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 29. Л. 91.

まさにこの時期に重なり合っていた。このことは、保険賠償率の激減が1933年の大飢饉をもたらす主な理由の一つとなりえたことを意味する。ネップ期と集団化期に比較しての賠償率の激減は火災保険だけでなく、家畜保険と作物保険においても同時に発生した。⁽¹⁰⁵⁾すなわち、農民は、それまで全面的集団化期でさえ、国営保険を通じて様々な経済的困難から抜け出す方途を見出しえていたにもかかわらず、1933年3月の保険政策の大転換によって突然それを失った。⁽¹⁰⁶⁾さらに、1932年から1933年にかけて生じた食糧不足に伴う物価の高騰も危機的状況への追い打ちとなった。すなわち、中央黒土地域では1932年6月から1933年6月までの間に穀物価格は4倍に跳ね上がった。ウクライナのキエフにおいても同じ時期に2倍も上昇した。⁽¹⁰⁷⁾これらの地域においては、保険の損害賠償金を受け取った場合でも以前よりはるかに少量の食糧しか購入できなかった。このようにして、1933年の保険制度の転換は飢饉を亢進する働きをした。

次に、個別カテゴリーで見ると、1933年のコルホーズにおける賠償率が1932年に比べて3倍以上も低下した。コルホーズ員と個人農においても2倍以上の低下を示した。さらに、コルホーズ員より個人農における低下率がより高く、3倍近くの低下率を記録した。⁽¹⁰⁸⁾このことは、コルホーズに加入していなかった個人農の方が保険賠償率の急減によってより大きな打撃を受けることになったことを意味する。なお、個人農の保険料総額と賠償金総額が1936年から急激に減少し、ほとんど消滅していることも特徴的である。この事実は、1933年大飢饉以降個人農がコルホーズ加入を急ぎ、1935年以降集団化率がほぼ100%に近くなっていたことと関連するものである。

コルホーズに対する賠償金の割合は1933年決定の後1933年から1938年にかけて急激な低下を経験していたが、1939年から1940年にかけてさらに低下したことも注目し得る。コルホーズ員と個人農においても同様であった。1938年から保険料総額が引き上げられたが、コルホーズに対する賠償金総額がほとんど変化しなかったことが主な理由である。それにコルホーズ員と個人農に対しては変わらないどころか、むしろ減らされていた。当然ながら、このことは火災保険からの莫大な黒字という結果をもたらした。保険料総額と賠償金総額の差額は1932年には6,000万ルーブリであったが、1933年から1937年までの間におよそ2億ルーブリに跳ね上がり、1938年から1940

(105) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 29. Л. 91.

(106) 1933年の大飢饉の原因をめぐっては、1931年と1932年の凶作による食糧不足に求める意見 (S.G. Wheatcroft, *Challenging Traditional Views of Russian History*, Palgrave, 2002, pp. 69–91; Современное крестьянское поведение и аграрная история России в XX веке. Москва. 2015. С. 594–619) と、1932年の凶作よりも過度な穀物調達と1933年における移動の禁止にその原因を求める意見 (В.В. Кондрашин. Голод 1932–1933 годов. Трагедия Российской деревни. Москва. 2008. С. 172–230) が対立している。いずれの見解も本稿の考察対象である国営保険の存在は考慮に入れていない。

(107) R.A. Davies & S.G. Wheatcroft, *The Years of Hunger: Soviet Agriculture, 1931–1933*, Palgrave, 2004, pp. 415–417.

(108) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 29. Л. 92.

年にかけてさらに上昇し、1940年には5億3,000万ルーブリに達した。1930年代全般にかけて最も大きい支出項目である事務組織費用は、火災保険も含む全国営保険において1933年に2,400万ルーブリ、1934年に3,300万ルーブリ、1935年に4,300万ルーブリ、1936年に5,500万ルーブリであったので、⁽¹⁰⁹⁾それを除いた黒字の規模は前の時期に比べてはるかに高額のものとなった。⁽¹¹⁰⁾

4 第2次世界大戦期

4.1 出火件数の激減

第2次世界大戦期における出火件数の動向は、以下の第33表の通りであるが、前の時期に比べて著しい減少が見られた。

第33表 第2次世界大戦期のソ連邦における火事を含む災害件数

年		1940 ¹⁾	1941 ²⁾	1942 ³⁾	1943 ³⁾	1944 ³⁾	1945 ³⁾	1946 ³⁾
火事を含む災害	コルホーズ	61,019	7,033	3,574	4,363	4,165	6,032	7,323
	コルホーズ員		23,406	10,586	16,355	22,041	33,347	42,713
	都市	9,250	3,120	1,685	1,652	2,197	3,615	3,953
	計	70,269	30,714	15,845	22,370	28,403	42,994	53,989
出火件数(農村)*		59,939	25,964	12,078	17,672	22,354	33,590	42,681

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 14. Д. 25. Л. 12–13. 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 14. Д. 408. Л. 2. 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 511. Л. 58.

*：1941年から1946年までの農村における出火件数は火事を含む災害の85.3%に相当するものとして算出した（後述の第40表を参照）。

第33表で見られるように、1940年にはソ連邦農村における出火件数は5万9,939件であったが、第2次世界大戦の勃発する1941年には半分以上に、その後の1942年には（災害の中に占める火事の割合を8割と計算すると）5分の1まで激減し、1943年と1944年にも低いままだった。このことは第1次世界大戦期における出火件数の激減と全く同じ状況であった。その主な原因は、同様に建築資材の価格の高騰と徴兵に伴う建築労働者の賃金の高騰などの戦時期における特殊な状況であった。すなわち、物価の上昇に伴い、保険金の実質的な購買力が激減したため、火事に対する農民の態度が消極的な方向へ変じたのである。その意味で、この激減はネップ期から1930年代にかけての平時に火事と火災保険が農民経済に有していた積極的な意味との明らかな対比をなすものである。また、戦時期における火事を含む災害の発生件数はコルホーズ経営と都市においては大きな減少は見られなかったものの、とりわけ農村のコルホーズ員において激減したことも注目に値する。

(109) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 29. Л. 93–94.

(110) ロシアにも全く同じものが確認できた（Государственное страхование в РСФСР. 1935–1939 гг. Москва. 1940. С. 73）。

4.2 出火の原因

第2次世界大戦期における出火原因の分布を見ると、以下の第34表の通りである。

第34表 第2次世界大戦期における出火原因の分布

年	出火 件数	生産		暖房		過失		放火		子供		その他		原因不明	
		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
農村															
1941 ¹⁾	18,798	739	3.9	3,339	17.8	4,236	22.5	2,114	11.2	5,764		30.7		2,606	13.9
1942	14,160 ²⁾	N.a.													
1943 ³⁾	18,258	603	3.3	3,497	19.1	4,047	22.2	1,970	10.8	2,056	11.3	3,305	18.1	2,779	15.2
1944 ⁴⁾	25,545	765	3.1	4,324	16.9	5,284	20.7	4,447	17.4	2,767	10.8	3,990	15.6	3,463	15.5
1945 ⁵⁾	36,219	1,104	3.0	6,002	16.6	5,952	16.4	7,913	21.8	3,557	9.8	6,078	16.8	5,613	15.5
1946 ⁶⁾	46,022	1,581	3.4	6,775	14.5	6,349	13.8	11,883	25.8	4,332	9.4	7,506	16.3	7,596	16.5
都市															
1941 ¹⁾	1,774	49	2.8	289	16.3	560	31.6	148	8.3	499		28.1		229	12.9
1942	1,685 ²⁾	N.a.													
1943 ³⁾	2,024	121	6.0	275	13.6	622	30.7	163	8.1	176	8.7	388	19.2	280	13.8
1944 ⁴⁾	2,632	108	4.1	427	16.2	740	28.1	320	12.2	213	8.1	436	16.6	388	14.7
1945 ⁵⁾	3,519	195	5.5	496	14.1	914	26	401	11.4	215	6.1	746	21.2	552	15.7
1946 ⁶⁾	4,111	187	4.5	625	15.2	889	21.6	623	15.2	271	6.6	829	20.2	687	16.7

出典：1. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 14. Δ. 408. Λ. 6. 2. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 511. Λ. 58. 3. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 16. Δ. 54. Λ. 8. 4. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 17. Δ. 43a. Λ. 7. 5. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 18. Δ. 32. Λ. 115. 6. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 19. Δ. 677. Λ. 5.

上記の表でまず最も注目し値するのは、農村における放火の割合が著しく低下したことである。とりわけ、1941年から1943年の3年間における放火の割合は極めて低く、10%前後であった。放火の割合は1933年3月ソヴェト共産党中央委員会の決定後に続く審査の強化のため、1930年代に漸次的に低下して、20%を切るようになった。「原因不明」に関しても同様の低下が見られたが、上記の3年間ほどではなかった。1930年代は保険金支払いの拒否率が高いという特徴を示し、放火を抑制する効果が現われていたが、後述するように、大戦期における拒否率は極めて低く、損害を受けたほとんどの経営が保険金を受け取ることができた。したがって、審査の強化と高い拒否率のためでなく、大戦によってもたらされた経済的困難と、何より物価の急上昇によって火事の経済的メリットが著しく縮小するようになったことが、放火の割合が減少した主な理由であったと推定できる。

次に、「その他」の中で原因が判明できた件数が1930年代に比べて減少した。その代わりに暖房と不注意による出火の割合が1930年代に比べてかなりの上昇を見せた。しかしながら、いずれの場合であっても出火件数の激減の中での割合の変動であることに注意しなければならない。

4.3 火災保険の状況

第2次世界大戦期における占領と厳しい経済的状況は火災保険事業にも少なくない影響を及ぼし

た。まず保険加入者の数が著しい減少を被った。その状況を見ると、以下の第 35 表の通りである。

第 35 表 第 2 次世界大戦期における強制火災保険の状況

(人、ルーブリ)

年	被災保険加入者 ¹⁾			平均保険金額 ²⁾			平均保険料 ³⁾		
	コルホ ーズ	農村住民 (千)	都市住民 (千)	コルホ ーズ	農村住民	都市住民	コルホ ーズ	農村住民	都市住民
1940	236,570	21,480	3,723	94,045	2,030	4,716	596	20	25
1941	158,077	13,151	2,586	110,342	2,553	6,253	701	22	31
1942	138,764	10,572	2,186	103,448	2,343	5,779	676	23	29
1943	157,277	12,677	2,517	98,629	2,342	5,714	639	23	29
1944	215,310	19,930	3,609	77,727	2,298	6,165	487	21	31
1945	220,756	20,769	3,733	84,862	2,299	6,227	524	21	31
1946	223,328	21,235	3,949	86,272	2,290	6,254	525	21	31

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 511. Л. 70. 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 511. Л. 68. 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 511. Л. 65.

第 35 表で何よりも注目には値するのは、保険加入者の数がコルホーズ、農村住民、都市住民において激減していたことである。第 1 に、敵の占領下に置かれていたことと、第 2 に、厳しい戦時経済の下で保険加入に伴う保険料支払いの大きな負担を減らすために強制火災保険からの脱退が試みられ、それがソヴェト政権によって認められたことが主な理由であった。

次に、物価の著しい上昇にもかかわらず、平均保険金額は大戦期の全期間にわたって大きな変動は見られなかった。このことは火事の際に受領が期待できる保険金の実質的価値が著しく減少することを意味した。しかしそのことは同時に、農民の保険料負担も実質的に減少したことをも意味していた。大戦期における保険料免除率は、集団化と同時に農村内部における下層民と貧困の存在は一掃されたと見なされたため、非常にわずかであった（第 36 表）。唯一コルホーズに対する免除率は相対的に高かったが、免除の主要な理由は防災と防火設備の充実化を奨励することだけであって、貧困や経済的困難などの理由は少なかった。

火事の発生の際における損害賠償は 1930 年代に比べてほとんど変わらなかった。以下の第 37 表で見られるように、農村住民に対する保険金支払いの拒否率は低下するどころか、むしろ若干上昇した。すなわち、コルホーズに対する拒否率は農村住民に対するそれよりはるかに高かったが、同じく 1930 年代に比べると上昇さえした。

4.4 火災保険の収支

第 2 次世界大戦期における強制火災保険の収支状況は、以下の第 38 表の通りである。注目には値するのは、保険料総額のうち損害賠償額が占める割合が非常に低いことである。すなわち、大戦期の全期間にわたってその割合は 20% 未満で極めて低く、1941 年と 1942 年にはおよそ 10% 程度に過

第 36 表 第 2 次世界大戦期における保険料の免除率

(%)

年	コルホーズ			住民		計
	防災・防火	その他	計	農村住民	都市住民	
1940	7.3	0.1	7.4	1.7	0.7	2.8
1941	5.0	1.0	6.0	2.0	0.7	2.7
1942	3.1	1.1	4.2	1.4	0.8	1.9
1943	3.4	0.6	4.0	1.9	1.7	2.3
1944	3.6	0.7	4.3	2.0	1.9	2.4
1945	4.2	1.0	5.2	2.8	2.0	3.1
1946	5.2	1.1	6.3	4.0	1.9	4.0

出典：РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 511. Л. 61-59.

第 37 表 第 2 次世界大戦期の強制火災保険における損害賠償の状況

(人, %)

年	出火件数 被害を受けた経営			保険賠償を拒否された経営 経営ベース割合			保険賠償を受けた経営 経営ベース割合		
	コルホ ーズ	農村 住民	都市 住民	コルホ ーズ	農村 住民	都市 住民	コルホ ーズ	農村 住民	都市 住民
1941 ¹⁾	7,033	23,406	3,120	1,211	4,363	472	7,017	79,665	3,842
	8,228	84,028	4,314	14.7	5.2	10.9	85.3	94.8	89.1
1942	3,574	10,586	1,685	601	1,693	132	3,223	24,638	9,185
	3,824	26,331	9,317	15.7	6.4	1.4	84.3	93.6	98.6
1943	4,363	16,355	1,652	717	2,656	168	4,649	40,703	2,981
	5,366	43,359	3,149	13.4	6.1	5.3	86.6	93.9	94.7
1944	4,165	22,041	2,197	486	2,614	199	4,210	33,670	3,537
	4,696	36,284	3,736	10.3	7.2	5.3	89.7	92.8	94.7
1945	6,032	33,347	3,615	707	3,760	293	5,928	55,683	8,506
	6,635	59,443	8,799	10.7	6.3	3.3	89.3	93.7	96.7
1946 ²⁾	7,323	42,713	3,953	942	4,891	585	8,053	89,707	20,577
	8,995	94,598	21,162	10.5	5.2	2.8	89.5	94.8	97.2

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 14. Д. 408. Л. 2. 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 511. Л. 58.

ぎなかった。この割合は、ネップ期と集団化期におけるそれが 60-80%であったことを考えると非常にわずかなものであり、厳しい統制と保守的保険政策の下でも 30%台を推移していた 1930 年代に比べても著しく低いものであった。

その主な理由は、1933 年 3 月以来の保険政策の方針が大戦期にも改められなかったこと、以前の平時に比べて出火件数が激減したことであった。さらに、大戦期における物価の高騰にもかかわらず、保険賠償の基準額となる保険金額がほとんど変更されなかったことも重要な理由の一つであった。低い賠償率はその分だけ火災保険からの黒字が膨らんでいたことを意味した。当然ながら、火災保険からの黒字は前の時期と同様に他の国営保険からの黒字と統合され、その半分は規定通りに

第 38 表 第 2 次世界大戦期における強制火災保険の収支

(千ルーブリ)

年	1941 ¹⁾			1942			1943 ⁴⁾		
	保険料	賠償	%	保険料 ²⁾	賠償 ³⁾	%	保険料	賠償	%
コルホーズ	53,025	7,344	13.9	52,665	7,321	13.9	80,647	16,231	20.1
コルホーズ員	259,071	27,885	10.8	253,968	24,769	9.8	217,778	47,500	21.8
都市住民	69,070	13,814	20.0	67,167	10,744	16.0	57,898	6,338	10.9
計	381,844	49,042	12.8	373,800	42,834	11.5	356,323	70,069	19.7
年	1944 ⁵⁾			1945			1946 ⁸⁾		
	保険料	賠償	%	保険料 ⁶⁾	賠償 ⁷⁾	%	保険料	賠償	%
コルホーズ	88,276	17,441	19.8	69,472	20,020	28.8	109,759	30,357	27.7
コルホーズ員	283,701	55,849	19.7	442,355	74,194	16.8	429,999	102,445	23.8
都市住民	76,491	8,358	10.9	115,388	12,082	10.5	113,101	24,052	21.3
計	448,469	81,648	18.2	627,215	106,296	16.9	652,859	150,854	23.1

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 15. Д. 47. Л. 13. 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 511. Л. 67. 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 511. Л. 57. 4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 16. Д. 54. Л. 11. 5. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 17. Д. 43a. Л. 2. 6. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 511. Л. 67. 7. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 511. Л. 57. 8. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 677. Л. 18.

国家財政の歳入に編入された。

5 戦後復興期（1946–1957 年）

5.1 出火件数の上昇

第 2 次世界大戦の終結後、物価の安定化と国営火災保険の正常化と同時に、戦時期に激減していた出火件数は再び上昇した。戦後復興期のソ連邦における出火件数の動向を見ると、以下の第 39 表の通りである。

この表で最も注目し値するのは、出火件数が再び増加したことである。終戦の 1945 年に急速な増加が見られ、1946 年からすでに 1930 年代のレベルへの回復が見られた。出火件数が異常に急増していた 1920 年代と集団化期に比べて戦後復興期における出火件数は減少したものの、その数は革命前のピーク期と同等の高い水準を記していた（第 1 図を参照）。

次に、漸次的であるが、出火件数は右肩上がりを示していた。第 2 次世界大戦期に出火件数は 2 万件未満であったが、戦後復興期の 1940 年代後半には 5 万件まで増加し、1950 年代には 6 万件を上回るようになった。このことはソヴェト農民が再び国営火災保険を積極的に利用することになったことを意味する。

さらに、急速な工業化と都市化に伴う都市人口の急増にもかかわらず、前の時期と同様に火事は農村部において集中的に発生しており、その割合もほとんど変わっていなかったことも特記すべきである。すなわち、革命前にも 1920 年代にも都市における出火件数の割合は 10%前後であったが、

第 39 表 戦後復興期における出火件数

年		1944 ¹⁾	1945 ¹⁾	1946 ¹⁾	1947 ²⁾	1948 ³⁾	1949 ⁴⁾	1950 ⁵⁾
火事を含む災害件数	コルホーズ	4,165	6,032	7,323	8,487	11,772	11,346	10,159
	農村住民	22,041	33,347	42,713	39,853	47,223	47,985	44,634
	都市住民	2,197	3,615	3,953	4,362	4,049	5,314	4,229
	計	28,403	42,994	53,989	52,702	63,004	67,627	62,347
出火件数（農村）*		22,354	33,590	42,681	41,234	50,323	50,609	46,738
年		1951 ⁶⁾	1952 ⁷⁾	1953 ⁸⁾	1954 ⁹⁾	1955 ¹⁰⁾	1956 ¹¹⁾	1957 ¹²⁾
火事を含む災害件数	コルホーズ	10,939	10,408	13,127	12,819	12,473	14,452	14,727
	農村住民	51,086	47,390	55,134	59,470	55,086	57,031	60,629
	都市住民	7,214	5,960	6,281	6,350	9,291	9,366	10,245
	計	69,239	63,758	74,542	78,639	76,850	80,849	85,601
出火件数（農村）*		52,907	49,302	58,227	61,663	57,628	60,975	64,279

出典：1. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 511. Λ. 16. 2. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 38. Λ. 32. 3. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 274. Λ. 19. 4. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 400. Λ. 21. 5. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 463. Λ. 31. 6. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 578. Λ. 34. 7. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 682. Λ. 40. 8. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 764. Λ. 71. 9. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 835. Λ. 48. 10. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 904. Λ. 5. 11. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 974. Λ. 31. 12. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 1032. Λ. 30.

*：1944年から1957年までは火事を含む災害件数しか確認できなかったため、農村における出火件数は85.3%に相当する（第40表を参照）ものとして算出した。

戦後復興期と1950年代においてもほぼ同じであった。ところで、ここで注意しなければならないのは、農村人口の割合は著しく低下していたことである。これを考慮に入れると、農村人口対比出火件数は前の時期と比べて大きな変化は認められなかった。

1930年代から火災保険の対象は火事だけでなく、建物にダメージを与える洪水、地震、暴風、雪崩や崖崩れなどの様々な災害による損害もカバーするようになったが、戦後復興期における国営火災保険の対象となった火事を含む災害の内訳を見ると、下の第40表の通りである。

第 40 表 戦後復興期ソ連邦における火事を含む災害の件数と内訳

年	1946 ¹⁾	1947 ²⁾	1948 ³⁾	1949 ³⁾	1950 ³⁾	5年間	
						計	%
火事	50,137	47,953	52,705	58,072	52,460	261,327	85.3
洪水	1,758	3,407	2,604	1,804	1,183	10,756	3.5
地震	6	39	589	898	98	1,630	0.5
暴風	3,513	3,615	8,981	6,481	8,374	30,964	10.1
雪崩、崖崩	186	347	469	372	232	1,606	0.5
計	55,600	55,361	65,348	67,627	62,347	306,283	100.0

出典：1. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 19. Δ. 677. Λ. 21. 2. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 20. Δ. 38. Λ. 35. 3. PΓAΘ. Φ. 7733. OΠ. 47. Δ. 898. Λ. 229.

この表で見られるように、火事が圧倒的な割合を占め、他の災害の割合は非常に低かった。災害の内訳が分かる1946年から1950年までの動向を見ると、火事が占める割合は5年間で平均85.3%

であった。先述したように、出火件数を確認できなかった年に関しては、この割合を利用して火事を含む災害件数から出火件数を算定した。

次に大きい割合を占めていたのは暴風による被害であったが、洪水や雪崩などによる被害の割合はごくわずかに過ぎなかった。地震の割合もわずかであったが、地震による災害で最も際立つのは1948年と1949年における地震災害である。この震災は1948年10月6日にトルクメニスタンのアシガバートでの大地震によるものであった。

5.2 出火の原因

戦後復興期における出火原因の分布を見ると、下の第41表の通りである。

第41表 戦後復興期における出火原因の分布

年	出火 件数	生産		暖房		過失		放火		子供		その他		原因不明	
		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1946 ¹⁾	50,128	1,968	3.5	7,400	14.7	7,238	14.4	12,504	24.9	4,603	9.2	8,335	16.8	8,280	16.5
1947 ¹⁾	47,870	2,089	4.4	7,370	15.4	6,739	14.1	11,920	24.9	4,276	8.9	7,640	16.0	7,836	16.3
1948 ²⁾	52,648	2,178	4.1	7,683	14.6	6,941	13.2	12,533	23.8	5,902	11.2	8,907	16.9	8,504	16.2
1949 ²⁾	58,019	1,845	3.2	8,386	14.5	7,582	13.1	13,280	22.9	8,208	14.1	8,197	14.1	10,521	18.1

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 38. Л. 36. 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 400. Л. 26.

この表で見られるように、出火原因の中で占める「放火」と「原因不明」の割合がおおよそ40%、極めて高かった革命前や1920年代に比べては著しく減ったものの、依然として相対的に高い水準に留まっていた。「その他」の中には放火疑いの要素が多く含まれていたが、これも含めると「放火疑い」のある火事の割合はおおよそ6割にもなる。

次に、高い割合を占めていたのは、「暖房」と「過失」による火事であったが、「子供のいたずら」による火事が依然として高い割合を占めているのは注目に値する。

戦後復興期における保険金支払いの状況については、以下の第42表の通りである。

この表でまず注目に値するのは、損害を受けた経営の中で保険金を受給した経営の割合が、同時期に保険金支払いを受けた経営の割合が半分以下として極めて低かった家畜保険や作物保険に比べては非常に高かったことである。受給の割合ではコルホーズが住民に比べて相対的に低く、90%前後を推移していたが、農村住民や都市住民におけるその割合は95%以上であった。

時期的には1946年から1953年までの時期には保険金支払いの拒否率は1953年から1957年までの時期に比べて相対的に高かったが、その背景には1953年のスターリンの死に伴う農民・農業政策の緩和があった。1954年以降における拒否率は前の時期のほぼ半分になった。さらに、出火件数と損害を受けた経営との関係で見ると、都市部における1件当たり損害経営の数が農村部のそれよりはるかに高かった。

第 42 表 戦後復興期における保険金支払いの拒否

(ルーブリ)

年	損害を受けた経営			受給された経営			拒否された経営			拒否率 (%)		
	コ ル ホ ー ズ	農 村 住 民	都 市 住 民	コ ル ホ ー ズ	農 村 住 民	都 市 住 民	コ ル ホ ー ズ	農 村 住 民	都 市 住 民	コ ル ホ ー ズ	農 村 住 民	都 市 住 民
1946 ¹⁾	8,995	94,598	21,162	8,053	89,707	20,577	942	4,891	585	10.5	5.2	2.8
1947 ²⁾	9,987	87,140	22,280	8,840	81,504	21,740	1,147	5,636	540	11.5	6.5	2.4
1948 ³⁾	14,241	121,161	28,239	12,831	114,770	27,320	1,410	6,391	979	9.9	5.3	3.5
1949 ⁴⁾	13,117	104,675	14,636	11,575	37,387	13,812	1,542	6,688	824	11.8	6.4	5.6
1950 ⁵⁾	11,542	88,465	13,818	10,224	83,076	13,166	1,318	5,389	652	11.4	6.1	4.7
1951 ⁶⁾	11,367	94,412	13,104	9,929	89,214	12,346	1,438	5,198	758	12.7	5.5	5.8
1952 ⁷⁾	10,353	86,078	12,480	8,991	79,363	11,565	1,762	6,715	915	16.4	7.9	7.3
1953 ⁸⁾	13,718	94,422	17,252	11,435	49,621	5,587	1,692	5,513	694	12.3	5.8	4.0
1954 ⁹⁾	13,010	111,079	13,795	12,026	107,785	13,345	984	3,894	450	7.6	3.5	3.3
1955 ¹⁰⁾	12,676	106,111	18,560	11,806	103,732	18,056	870	2,409	504	6.9	2.3	2.7
1956 ¹¹⁾	15,518	119,048	23,092	14,883	116,626	22,709	635	2,422	383	4.1	2.0	1.7
1957 ¹²⁾	14,879	117,483	46,265	14,106	113,959	45,560	773	3,524	705	5.2	3.0	1.5

出典：1. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 677. Л. 18. 2. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 38. Л. 32. 3. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 274. Л. 19. 4. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 400. Л. 21. 5. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 463. Л. 31. 6. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 578. Л. 34. 7. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 682. Л. 40. 8. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 764. Л. 71. 9. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 835. Л. 48. 10. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 904. Л. 5. 11. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 974. Л. 31. 12. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 1032. Л. 30.

5.3 損害賠償

戦後復興期に火災保険に加入していた農民経営は損害額に比べてどのくらいの割合の賠償金を受け取っていたのかを各災害別に見ると、以下の第 43 表の通りである。

この表で見られるように、火事を含む災害に対する賠償率は非常に高かったが、その中でも火事と地震に対する賠償率はとりわけ高かった。まず、火事で見ると、住民に対する賠償率はコルホーズに対する賠償率より高かった。住民賠償率は 8 割を超えたのに対してコルホーズ賠償率は 7 割であった。この高い賠償率は先述の 1927 年と 1928 年における割合賠償制の導入と任意保険制度の廃止と同時に実施され始めたものであるが、1930 年代途中から任意保険制度が再導入された家畜保険や作物保険とは異なって、変更無しに継続実施された結果である。

地震の賠償率はコルホーズの方が住民より高かった。特にトルクメニスタンのアシガバートを襲った 1948 年地震の被害は甚大なものであった。暴風による損害に対してもかなりの賠償が行われたが、最も賠償率が低かったのは雪崩や崖崩れなどによる損害であったが、1949 年にコルホーズに対する賠償率が 70% を占めていたことを除いて、いずれも低いレベルに留まっていた。全体としてコルホーズも住民もほぼ同じ賠償率を示していたが、1947 年から 1949 年にかけて漸次的増加が見られた。

第 43 表 戦後復興期における火災保険の損害賠償率

(ループリ, %)

		1947 ¹⁾			1948 ²⁾			1949 ³⁾		
		平均 損害額	平均 賠償額	賠償 率	平均 損害額	平均 賠償額	賠償 率	平均 損害額	平均 賠償額	賠償 率
火事	コルホーズ	11,090	7,836	70.7	9,615	7,052	73.3	3,226	6,402	69.4
	住民	2,118	1,718	81.1	1,807	1,432	79.3	1,574	1,356	86.2
洪水	コルホーズ	16,601	6,774	40.8	11,063	6,275	56.7	19,787	11,036	55.8
	住民	968	460	47.5	916	643	70.2	1,090	734	67.4
地震	コルホーズ	40,472	27,398	67.7	343,703	292,201	85.0	16,982	100,502	591.8
	住民	2,176	1,123	51.6	4,067	2,790	68.6	1,346	1,316	97.8
暴風	コルホーズ	7,601	3,259	42.9	3,451	2,363	68.5	2,547	1,980	77.7
	住民	607	306	50.4	323	193	59.9	289	181	62.8
雪崩・ 崖崩	コルホーズ	24,467	7,913	32.3	16,317	4,842	29.7	3,724	6,847	70.4
	住民	1,738	953	54.8	599	286	47.8	3,078	449	14.6
計	コルホーズ	12,451	7,820	62.8	10,341	7,546	73.0	8,244	8,557	103.8
	住民	1,655	1,142	68.9	1,349	993	73.6	1,224	1,022	83.6

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 38. Л. 35. 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 274. Л. 22. 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 400. Л. 25.

5.4 火災保険の収支

戦後の 1946 年から 1957 年までの国営火災保険の収支は、以下の第 44 表と第 45 表の通りであるが、戦前の 1920 年代と 1930 年代と同様に一度も赤字に陥ることなく、かなりの金額の黒字を記録していた。このことは依然として大きな赤字を被ったときがしばしばあった家畜保険や作物保険とは対照をなすものである。

第 44 表で見られるように、終戦後の間もなくした 1946 年から 1948 年から大きな黒字を記録していた。黒字額は保険料総額から賠償額を引いた金額からさらに防災事業のための支出と事務費用を差し引いて算出される。各年における防災支出と事務費用を見ると、1946 年に 1 億 9,920 万ループリ、1947 年に 1 億 5,490 万ループリ、1948 年に 1 億 7,650 万ループリであった。損害賠償額を上回る規模に達していたが、保険料総額に対して防災支出と事務費用が占める割合を見ると、1946 年に 30.5%、1947 年に 21.6%、1948 年に 23.3%であった。防災支出と事務費用との具体的な内訳を戦後復興期に対しては確認できなかったが、1950 年代に対しては確認ができた。1950 年代における火災保険の収支と内訳を見ると、以下の第 45 表の通りである。

第 45 表で見られるように、費用に相当する防災支出と事務費用の合計額は、戦後復興期と同様に、ほとんどの年で損害賠償額を上回っていたことは特筆すべきである。

防災のための支出額の動向を見ると、コルホーズに対しては 1950 年代に漸次的な増加を示していたが、住民に関しては大きな増加は認められなかった。保険金額の引上げに伴う保険料の増加を考えると、防災のための支出の相対的意味はこの時期減少した。一方、事務費用は住民に対してはほ

第 44 表 戦後復興期における強制火災保険の収支

(百万ループリ)

年	1946 ¹⁾				1947 ²⁾				1948 ³⁾			
	保険料	賠償	黒字 ⁷⁾	%	保険料	賠償	黒字 ⁸⁾	%	保険料	賠償	黒字 ⁸⁾	%
コルホーズ	109.8	30.4	52.1	47.5	119.3	35.9	61.1	51.2	135.4	47.6	53.5	40.8
コルホーズ員	430.0	102.4	250.7	46.2	440.1	90.4	349.1	61.4	482.1	87.9	345.8	55.7
都市住民	113.1	24.1			128.2	20.2			138.9	43.1		
計	652.9	150.9	302.8	46.4	717.5	146.5	416.1	57.2	756.3	178.7	401.1	53.0
年	1949 ⁴⁾			1950 ⁵⁾			1951 ⁶⁾					
	保険料	賠償	%	保険料	賠償	%	保険料	賠償	%			
コルホーズ	160.9	33.1	24.4	185.5	36.2	19.5	215.2	39.2	18.2			
コルホーズ員	460.8	96.2	20.3	446.4	71.4	16.0	492.4	73.8	16.3			
都市住民	146.9	18.7	12.8	157.4	10.6	6.7	170.2	10.2	6.0			
計	768.4	154.1	20.0	789.4	119.1	15.0	837.7	123.2	14.7			

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 677. Л. 18. 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 32. Л. 19. 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 274. Л. 19. 4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 400. Л. 21. 5. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 463. Л. 31. 6. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 578. Л. 34. 7. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 678. Л. 28 (コルホーズ), 36 (住民). 8. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 275. Л. 27.

第 45 表 1950 年代における火災保険の収支

(百万ループリ)

年	経営類型	保険料	損害賠償	費用		黒字	
				防災等	事務	総額	保険料対比割合
1951	コルホーズ ¹⁾	200	39	29	17	124	59.3
	住民 ²⁾	627	84	89	53	396	63.2
1952	コルホーズ ¹⁾	240	40	31	18	151	62.9
	住民 ²⁾	627	65	82	54	426	67.8
1953	コルホーズ ¹⁾	311	53	37	22	199	64.0
	住民 ²⁾	652	76	78	51	447	68.6
1954	コルホーズ ¹⁾	307	76	42	22	167	54.4
	住民 ²⁾	659	86	91	55	427	64.8
1955	コルホーズ ¹⁾	384	82	57	25	220	57.3
	住民 ²⁾	674	81	100	49	444	65.9
1956 ³⁾	コルホーズ	464.6	120.2	68.8	30.4	245.2	52.6
	住民	668.0	89.0	98.7	48.7	431.6	64.6
1957 ⁴⁾	コルホーズ	551.3	136.2	82.7	31.7	300.7	54.5
	住民	745.6	110.0	111.6	50.6	473.4	63.5

出典：1. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 47. Д. 898. Л. 49. 2. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 47. Д. 898. Л. 39. 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 974. Л. 9. 4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 1032. Л. 8.

とんど変化が見られなかったが、コルホーズに対しては漸次的増加が示された。

黒字総額は保険料総額に応じて著しい増加が見られた。特にコルホーズにおける増加は顕著なものであった。火災保険における黒字は急速な工業化などによるソ連邦国家財政の膨張のため、それに占める意味合いはソヴェト政権の初期段階に比べては著しく減少したが、家畜保険や作物保険か

らしばしば発生していた赤字を相殺し、国営農民保険全体の収支が赤字にならないように引き留める歯止めの役割を果たしていた。

むすびに

ロシア革命後ポリシェヴィキ政権は戦時共産主義からネップへの政策転換を決断すると同時に、革命前の帝政ロシアの農村で強制的に実施されていた火災保険制度を再びソヴェト農村に導入することを決定した。その際にポリシェヴィキ政権は革命前のゼムストヴォ火災保険制度とは異なる階級理念に立脚する一方、国家財政の源泉としての国営保険の位置づけを常に意識していた。とりわけ貧農層に対して保険料の免除措置と相対的に高い損害賠償率を保障していた。革命前には保険対象物の過大評価と任意保険の高い加入率を背景に出火件数と放火件数の急増が誘発されたが、革命後には任意保険の極めて低い加入率と貧困層に対する強制保険の高い損害賠償率のため貧しい階層により高い出火率と放火率が見受けられた。

革命後のポリシェヴィキ政権の下でも火事が大量に発生していたが、そのおよそ9割以上が革命前と同様に農村で発生していた。しかもソヴェト農村においては革命前のピーク期の出火件数をはるかに上回る規模の火事が発生していた。二回にわたって行われた損害賠償率の改定後、ネップ末期と集団化初期にとりわけ出火件数が急増した。集団化の時期にはクラーク清算と脱農民化などのため農村人口が著しく減少したにもかかわらず出火件数は高止まりを続けていた。実際に農村人口の急激な減少を考慮に入れると、集団化期の出火件数はネップ期の出火件数に等しい規模であった。というのも、集団化の全期間の間に損害賠償率の引上げを含むネップ期と集団化初期の保険政策が改定されることなく継続しただけでなく、保険政策に対するソヴェト共産党中央部からの統制や制裁が強化されることはなかったからであった。むしろ農民は極めて低い保険金支払い拒否率と処罰率の下で集団化期にも火災保険をより積極的に利用できた。火事と火災保険は、全面的な集団化によって農村内部にもたらされる変化の急激さを軽減する手段として、また農村内部および農民家族内部の様々な問題を解決する手段として機能していた。このように全面的集団化の下でソヴェト農民は一方的に被害を受けたのではなく、国営保険のシステムの中に一種の救済の道を見出し、それを十分に活用していた。

集団化が完了に向かっていった1933年初頭にソヴェト政府は保険事業におけるモラルハザードに注目し、それまでの保険政策の全面的見直しと審査の強化を決定した。ところが、1933年以降、出火件数は1928年度と1929年度のピーク期に比べて著しく減少したものの、第2次世界大戦期のような激減は見られなかった。それどころか1932年と1933年の大飢饉による農村人口の減少を考慮すると、実際の人口対比出火件数ではネップ期のレベルが続いていた。第2次世界大戦期に出火件数は激減し、高い保険料負担の上に物価の上昇と労働力不足のため保険金の実質的な価値は著しく

減少したため、火災保険からの脱退が急スピードで進んだ。終戦後の復興期に物価が安定し火災保険が機能するようになったとき、火災保険への加入率と出火件数は再び1930年代のレベルに回復した。第2次世界大戦期における出火件数の激減は、その意味で、第1次世界大戦期における出火件数の激減と同様に、ソヴェト農民経営に対して火災保険が有していた意義を象徴的に表すものであった。

都市は人口密度が高いにもかかわらず、都市で発生した火事は革命前と同様に全体の1割程度で推移していたが、農村におけるそれとは異なる性格を有していた。まず放火と「原因不明」の割合は非常に低く、その代わりに半分以上が暖房によるものであった。火事発生の場所も非住居建物が大半を占めていた農村とは違って大半は住居建物で発生していた。さらに、農村における火事はほとんどが多額の被害を出していたのに対して、都市の火事の中には被害額が発生しない割合が相対的に高かった。そこには、有名無実の自発的消防隊に頼っていた農村とは異なって、都市においては消防隊の組織と設備が十分に整備され、住民も消火活動や防災活動に前向きであった状況が基礎にあった。

革命前の時期に出火原因の中で最も高い割合を占めていたのは「放火」であったが、革命後ソヴェト農村でも全く同じであった。「原因不明」をも含む「放火」が占める割合はすべての地域において半分以上を占め、とりわけウクライナでは7-8割にまで達していた。放火を含む出火件数の変動は農民経営の経済的状況と密接な関係を示しており、経済的に貧しい地域や不作などの困窮な時期、さらに経済的に貧窮な階層において出火率と放火率がとりわけ高く、逆に経済的に余裕をもつ豊かな地域、時期、階層においては低かった。大半の農民が処罰と保険金支払いの拒否を避けるために本人の不注意および故意の放火でなく他人による放火と報告し、農村住民の対応が消極的なためその本当の原因を調べるのが困難であり、審査も処罰も困難を極めた。大半の放火は経済的理由から発生した。秘密警察の報告書に頻繁に登場するクラークなどの反革命分子による反ソヴェト活動を目的とする、「階級対立」を原因とする放火の割合は極めて低かった。このような状況はその後の大テロルの1930年代全般においても続いていた。1933年は保険政策の大転換を画する。それ以前のネップ期と集団化期には、保険金の支払いが拒否されるケースは非常に低く、放火の疑いがある場合でも、裁判にかけられ有罪判決を受けることは極めてまれであった。有罪判決を受けた場合でもその処罰と罰金は非常に軽微であった。そのため、農民には革命前と同様に放火を犯しても罰されることはないという認識とメンタリティが形成された。大半の農民は火事を不幸の元としてではなく、経済問題を切り抜ける救済の方策と見なしたため、都市住民と異なり、消火活動や防災活動に非常に消極的であるどころか、しばしば妨害するケースも報告された。

ソヴェト農村では革命前の経験もあって発足時にすでに農民の半分以上が、初期の段階で早くも9割以上の農民が火災保険に加入していた。ネップ期には強制火災保険だけでなく任意保険にも加入することができたが、任意保険への加入率が6-7割まで達していた革命前と違って、ソヴェト農

村では1割以下の非常に低い水準で推移していた。その主な理由は、戦時共産主義の悪夢から任意保険への加入によって富裕農と見なされうるといふ怖れが働いていたからである。出火件数が急増するネップ期の全期間にも火災保険は常に黒字を記録していた。黒字額においては強制保険より任意保険の方がはるかに高かった。全面的集団化の開始と同時に任意保険は廃止され、その代わりにポリシェヴィキ政権は損害賠償率を一律に50%以上へと引き上げることによって富裕な農民層の保険料負担額を著しく引き上げると同時に、貧困な農民層に対しては負担額を軽減させた。このことは集団化期の課税政策と同じパターンであったが、保険金額の引上げは、課税とは異なって、農民に高額な保険金の受領に対する期待をもたせた。ポリシェヴィキ政権下の火災保険制度は、ネップ期に続き全面的集団化期においても大きな黒字を記録した。保険料総額が損害賠償金総額を大幅に上回っていたことが直接的な理由であるが、防災事業や火事抑制の奨励向けの支出が極めてわずかであったことも重要な理由の一つであった。こうして火災保険からの多額の黒字は他の国営保険からの黒字とともに合算され、国家の歳入に充当されることになり、とりわけネップ期と集団化期にポリシェヴィキ政権の国家財政のための重要な源泉となった。

ポリシェヴィキ政権の下でも出稼ぎだけでなく都市やシベリアなどへの移住は続いていた。とりわけ全面的集団化と5ヵ年計画の下の急速な工業化の中で、農村を離れ都市へと移住する農民は急増した。そこにはクラーク清算の対象となった富裕な農民層だけでなく、貧農や中農も数多く含まれていた。コルホーズに加入した農民もコルホーズ経営の混乱に伴う経済的困難を理由にコルホーズを脱退し、都市に向かった。この移住は集団化期だけでも1,000万人をはるかに超えていたが、この脱農民化の動きは1933年における一時的停滞を除けば、1930年代全般にわたって続いていた。移住の際に残された家などの不動産を販売処分することは困難であったが、最も簡単かつ確実な解決策を農民は火災保険の中に見出していた。災害発生の際に受け取る高額な保険金をもって素早く現金化することができたからである。少なくともネップ期と集団化期には保険金の支払いが拒否されるケースは少なく、放火の場合でも処罰されることはほとんどなかったため、出火件数は急増した。それに保険賠償率の大幅な引上げを伴うポリシェヴィキ政権の積極的保険政策も、出火件数の急増をもたらす重要な背景になった。大飢饉に襲われる1933年は保険政策の大転換の年となった。新しい政策の下で多くの農民は保険金を受け取ることができなくなり、食糧不足に伴う物価の高騰の下では保険金によっても十分な食糧を手に入れることが困難となった。翌年の1934年から状況は改善に向かった。その意味でとりわけ大飢饉の1933年は国営保険事業とも関連して非常に特殊な年であり、1933年の保険政策の大転換は飢饉を深刻化させる重大な原因となった。総じて、農民は、ネップ期から集団化期、その後の第2次世界大戦まで、火災保険の中に経済的困難から抜け出す救済の手段を見出し、他方、ポリシェヴィキ政権は、継続的かつ莫大な黒字をもたらす国家財政の歳入の最も重要な源泉の一つを国営保険の中に見出した。

第2次世界大戦の勃発と共に農村における出火件数は劇的に減少した。その主な理由は、革命前

の第1次世界大戦期と全く同様に、建築資材の価格の高騰と大規模な徴兵に伴う労働力の不足、賃金の急騰であった。そのために、ソヴェト農民は火事と火災保険に対して非常に消極的になり、それは出火件数の激減という結果になった。しかしながら、終戦の1945年から出火件数は再び上昇し、復興期の1940年代後半と1950年代に戦前のネップ期と1930年代のレベルまで回復した。このことは、火事と火災保険が戦後ソヴェト農村の日常生活の中でも深く根を下ろし、農村の経済的困難の克服に援助を与える措置として機能し続けていたことを物語るものであった。

参 考 文 献

- 奥田央『コルホーズの成立過程：ロシアにおける共同体の終焉』岩波書店、1990年 [Okuda, Hiroshi, *Kolkhoz no Seiritsu Katei: Russia ni okeru Kyodotai no Shuen*, Iwanami Shoten, 1990.]。
- 奥田央『ヴォルガの革命：スターリン統治下の農村』東京大学出版会、1996年 [Okuda, Hiroshi, *Volga no Kakumei: Stalin Tochika no Nosen*, University of Tokyo Press, 1996.]。
- 溪内謙『ソビエト政治史：権力と農民』勁草書房、1962年 [Taniuchi, Yuzuru, *Soviet Seijishi: Kenryoku to Nomin*, Keiso Shobo, 1962.]。
- 溪内謙『スターリン政治体制の成立』第1部～第4部、岩波書店、1970-1986年 [Taniuchi, Yuzuru, *Stalin Seiji Taisei no Seiritsu*, Vols. 1-4, Iwanami Shoten, 1970-1986.]。
- 崔在東「近代ロシア農村社会におけるゼムストヴォ火災保険（1852-1918年）：モスクワ県を中心として」『三田学会雑誌』第104巻1号、2011年 [Choi, Jaedong, “Kindai Russia Nosen Shakai ni okeru Zemstvo Kasai Hoken (1852-1918年): Moscow Ken wo Chusin to shite,” *Mita Gakkai Zasshi*, Vol. 104, No. 1, 2011.]。

要旨: ポリシェヴィキ政権は農民保護のために強制火災保険を導入した。それと同時に出火件数は急増したが、放火が大きな割合を占めていた。その背景には積極的な保険政策が横たわっていたが、ほとんどの火事・放火は経済的理由によるものであった。ネップ期だけでなく集団化期と第2次世界大戦直前、戦後復興期にも出火件数は高止まりを続けていた。農民は火災保険の中に経済的困難から抜け出す救済の手段を見出していた。一方、国営火災保険事業は赤字に陥ることなく、常に大きな黒字を保ち、ポリシェヴィキ政権の財政の源泉となっていた。

キーワード: ソヴェト農村, 火事, 放火, 火災保険, 集団化, 第2次世界大戦